

平成31年度環境省行政事業レビュー外部有識者会合 議事次第

1. 日 時：令和元年5月14日（火）16:00～18:00
2. 場 所：中央合同庁舎第5号館22階 環境省第1会議室
3. 議 題
 - (1) 開会
 - (2) 外部有識者紹介
 - (3) 平成31年度行政事業レビュー公開プロセス対象事業の選定について
 - (4) その他
 - (5) 閉会

<配布資料>

- 資料1 公開プロセス外部有識者名簿
- 資料2 平成31年度行政事業レビュー公開プロセス対象候補事業リスト
- 資料3 平成31年度環境省行政事業レビュー公開プロセス対象事業選定
シート
- 参考1 行政事業レビュー実施要領
- 参考2 行政事業レビュー公開プロセス上の留意点について

平成 31 年度環境省行政事業レビュー公開プロセス

外部有識者名簿

(環境省選定)

氏 名	現 職
いながき たかし 稲垣 隆司	岐阜薬科大学学長
おく まみ 奥 真美	首都大学東京都市環境学部都市政策科学科教授
こばやし たつお 小林 辰男	公益社団法人日本経済研究センター研究本部政策研究室長
せき まさお 関 正雄	明治大学経営学部特任教授 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 CSR 室シニアアドバイザー
にいみ いくふみ 新美 育文	弁護士 (元 明治大学法学部専任教授)

(内閣官房行政改革推進本部事務局選定)

氏 名	現 職
おおた やすひろ 太田 康広	慶應義塾大学大学院経営管理研究科教授
さとう もとひろ 佐藤 主光	一橋大学国際・公共政策大学院教授
さみかわ いくこ 左三川 郁子	一橋大学経済研究所准教授

※50 音順、敬称略

平成31年度行政事業レビュー 公開プロセス対象候補事業リスト

(単位:百万円)

府省名	環境省	公開プロセス開催日			令和1年6月28日	事業概要	具体的な選定理由	想定される論点	備考欄
		平成30年度 補正後予算額	平成31年度 当初予算額	選定基準					
46	再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業のうち再生可能エネルギー設備導入事業【エネルギー対策特別会計】	5,400の内数	5,000の内数	ア	地方公共団体及等の再生可能エネルギー導入事業のうち、地方公共団体等の積極的な参画・関与を通じて各種の課題に適切に対応するものなどについて、設備の導入に係る費用の一部を補助する。支援の対象とする事業は、固定価格買取制度に依存せず、国内に広く応用可能な課題対応の仕組みを備え、かつ、CO2削減に係る費用対効果の高いもの等に限定する。	我が国の2030年度の温室効果ガス排出削減目標を2013年度比で26.0%減とする「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、これを実現するための対策として、再生可能エネルギーの最大限の導入が盛り込まれたことなどから、政策優先度が高いため。	○再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業のうち、平成28年度から実施している設備導入事業について、数年経過しているが、事業目的の達成に向けて効果的に事業が実施されているのか。		
57	環境調和型バイオマス資源活用モデル事業(国土交通省連携事業)【エネルギー対策特別会計】	800	250	ア	・家畜ふん尿や食品残さ等をバイオマス発電で有効活用する。 ・発生した液肥のうち活用されない液肥は、下水処理場にて適正処理する。 ・バイオガスで発電した電力及び熱は自家消費・下水処理場にて活用し、CO2の削減を図る。	温室効果ガスの削減だけでなく、地下水の汚染状況等の総合的な事業効果等を検証する必要があるため。	○事業の目的の達成に向けて効率的・効果的に事業が実施されているか。 ○他省庁との連携をどのように行っているか。		
106	有害大気汚染物質等対策推進費【一般会計】	128	131	ア	環境大気中における有害大気汚染物質について、対象物質に応じて標準的な測定方法を開発しつつ、地方公共団体との連携の下に全国でモニタリングを実施し、有害大気汚染物質による大気汚染の状況を把握する。また、国際機関による毒性評価や国内における取扱量等の基礎的な情報を収集しつつ、対象物質のリスクに応じた排出抑制対策について調査検討を行い、排出抑制対策の推進を図るために必要な情報を取りまとめる。	有害大気汚染物質対策の推進に向けて、その事業効果等を検証する必要があるため。	○得られた情報が、有害大気汚染物質の排出抑制対策に十分活用されているか。		
152	我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業(国際展開支援)【一般会計】	350	404	ア	我が国循環産業の国際展開を支援するため、民間事業者によるフィジビリティ調査の実施を支援するほか、各国で両国合同の委員会等の開催、訪日研修等を実施し、相手国政府の制度構築支援を実施する。また、国際展開の基盤となるプラットフォームの構築や情報共有を行うとともに、廃棄物由来固形燃料等に関する国際標準化に向けた対応を実施する。本事業では、こうした取組を通じて、ハード・ソフト両面での循環インフラの海外展開を促進する。	循環産業の国際展開を支援する本事業は政策優先度が非常に高い事業であるため。	○本事業を通じて、我が国の循環産業が持つ技術や経験が評価され、海外展開に結びついているか。 ○本事業を通じて、相手国政府の廃棄物管理に関する能力向上や制度構築に貢献しているか。		
231	外来生物対策費【一般会計】	223	208	ア	①外来種リストを踏まえた特定外来生物の追加指定の検討、 ②特定外来生物の侵入状況等調査及びモニタリング、緊急防除、 ③外部からの外来生物の同定依頼の対応、 ④ヒアリをはじめとした非意図的に侵入する特定外来生物に関する情報収集(国内外)・整理、対策手法検討、 ⑤アカミミガメの対策検討、 ⑥正確な情報の発信及び外来種問題の認知度向上のための普及啓発、 ⑦外来生物法関連業務に必要な省内専用の「外来生物飼養等情報データベースシステム」の改修・保守点検・運用	外来生物対策の推進に向けて、事業効果等を検証する必要があるため。	○事業目的の達成に向けて効率的・効果的に事業が実施されているか。 ○得られた知見が有効に活用されているか。		
259	環境保健サーベイランス調査費(健康影響等調査)【一般会計】	178	176	イ	3歳児及び6歳児を対象とした健康調査を実施し、大気汚染と健康影響の関連を評価する。	H8から長期にわたって実施している事業であり、事業成果等について検証する必要があるため。	S62の公健法附帯決議に基づき、H8から長期間(20年超)当該調査を実施しているが、 ○当該調査の成果・目標は何か。(いつまでに、何を調べ、その進捗はどのような指標で測定すべきか。) ○今までの調査結果はどのような政策に活用されているのか、また、調査方法等、見直すべき点はないか。		

(注1)公開プロセス開催日が確定していない府省にあっては、「〇月△日頃」等の大まかな記載で差し支えない。

(注2)事業番号欄には、平成30年度行政事業レビューにおける事業番号を記載する。

(注3)対象事業は事業単位で対象とすることとし、事業の一部のみを対象としないこと(なお、特に議論する必要のある箇所については、論点において整理すること。)

(注4)選定基準欄は、「行政事業レビュー実施要領」の第2部3(1)①のア～オのいずれに該当するかについて記載する。

○「行政事業レビュー実施要領」(抄)

第2部3(1)①

ア 事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの

イ 長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの

ウ 事業の執行等に関して、国会の審議はもとより、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの

エ 現年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連するもの(複数可)

オ その他公開の場で外部の視点による点検を行うことが有効と判断されるもの

(注5)対象候補事業のうち、ロジックモデルを作成し、EBPMの視点で検証することとした事業は、備考欄に「EBPM」と記載する。

(文科省、厚労省、農水省、経産省、国交省は少なくとも1事業についてロジックモデルを作成)



再生可能エネルギー・電気・熱自立的普及促進事業

(一部経済産業省・農林水産省連携事業)

2019年度予算額
5,000百万円 (5,400百万円)

大臣官房環境計画課
ほか

背景・目的

2016年5月、我が国の2030年度の温室効果ガス排出削減目標を2013年度比で26.0%減とする「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、これを実現するための対策として、再生可能エネルギーの最大限の導入が盛り込まれた。

一方で、再生可能エネルギーについては、固定価格買取制度の利用拡大が困難となる中、持続可能かつ効率的な需給体制の構築、事業コストの低減、社会的受容性の確保、広域利用の困難さ等に関する課題が生じており、地域の自然的社会的条件に応じた導入拡大は必ずしも円滑に進んでいない状況にある。

このため、こうした状況に適切に対処できる、自家消費型・地産地消型の再生可能エネルギーの自立的な普及を促進する必要がある。

事業概要

地方公共団体及び民間事業者等の再生可能エネルギー導入事業のうち、地方公共団体等の積極的な参画・関与を通じて各種の課題に適切に対応するもの、営農を前提とした農地等への再生可能エネルギー発電設備の導入を中心とした取組、蓄エネ等の導入活用事業等について、事業化に向けた検討や設備の導入に係る費用の一部を補助する。

支援の対象とする事業は、固定価格買取制度に依存せず、国内に広く応用可能な課題対応の仕組みを備え、かつ、CO₂削減に係る費用対効果の高いもの等に限定する。

期待される効果

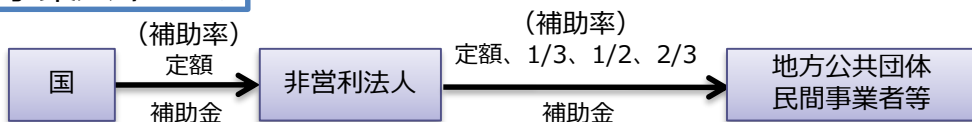
再生可能エネルギーの課題に適切に対応する、費用対効果の高い優良事例を創出することで、同様の課題を抱えている他の地域への展開につなげ、再生可能エネルギー・電気・熱の将来的な自立的普及を図る。

また、営農地における地域の実情に応じた、再生可能エネルギーの普及拡大を図るための方策が確立され、段階的なCO₂削減を図ることが可能となる。

さらに、地域特性に応じた蓄エネ等技術の導入方策が確立され、段階的CO₂削減が可能となる。

事業スキーム

実施期間：2016年度～2020年度（最大5年間）



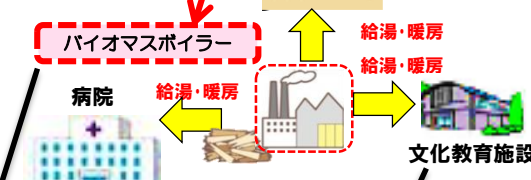
事業イメージ (木質バイオマスの例)

設備補助対象は、エネルギー起源CO₂の排出抑制に資する設備と付帯設備

燃料供給者



需要家



供給側の対策

- ◆長期的な見通しに立ち、年間を通じた安定した燃料需要を有する需要家を地域内で確保し、維持する

供給側の対策

- ◆チップ供給業者の条件とボイラー側の条件を合致させる
- ◆最新のチップ規格に適合したチップの供給体制の確立を促す
- ◆地域内でのチップ等の安定的な需要を確保し、小口供給を可能とする

ボイラーの対策

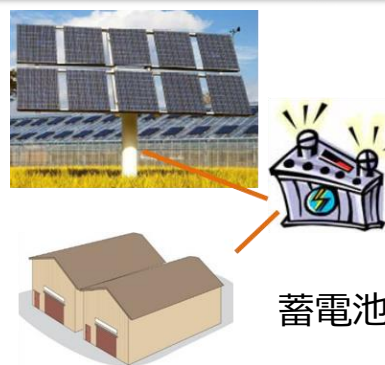
- ◆ボイラーの出力規模等を集約化する
- ◆チップ規格に対応したボイラーの生産等を促す
- ◆設備コストの高止まりを是正するためボイラー等設備のコスト上限を設ける
- ◆灰の処理など維持管理の容易なシステムを導入する

需要側の対策

- ◆福祉施設の給湯など高い稼働率が見込める施設を対象
- ◆導入前に熱需要等の適切な把握と設計を行う
- ◆チップ等供給事業者を分散し、安定した燃料供給を確保する
- ◆初期コストの適正価格を共有するとともに複数施設での一括導入等によりコストを低減

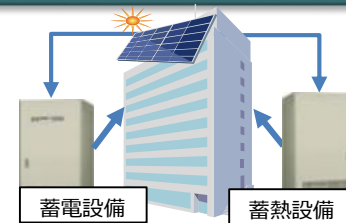
「持続可能かつ効率的な需給体制の構築」が課題の場合

(営農前提の導入例)



農地周辺に存在する農林漁業関連施設・地方公共団体の設備（動力設備、冷蔵冷凍設備）等への供給

(蓄エネ等の例)



(離島・海洋再エネの例)



平成30年度行政事業レビューシート (環境省)

事業名	再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業（一部経済産業省・農林水産省連携事業）			担当部局庁	大臣官房	作成責任者	
事業開始年度	平成28年度	事業終了 (予定) 年度	平成32年度	担当課室	環境計画課	環境計画課長 川又 孝太郎	
会計区分	エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定						
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	特別会計に関する法律第85条第3項第1号ホ及びへ 施行令第50条第7項第10号並びに第8項第7号及び第 8号			関係する 計画、通知等	-		
主要政策・施策	地球温暖化対策			主要経費	エネルギー対策		
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度 以内)	地域における再生可能エネルギー普及・拡大の妨げとなっている課題への対応の仕組みを備え、かつ二酸化炭素の削減に係る費用対効果の高い取組に対し、再生可能エネルギー設備を導入する事業等を支援することにより、再生可能エネルギーの自立的普及を促進し、もって地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)に掲げる温室効果ガス削減目標の達成への貢献を通じた低炭素社会の実現に資することを目的とする。						
事業概要 (5行程度以 内。別添可)	地方公共団体及び民間事業者等の再生可能エネルギー導入事業のうち、地方公共団体の積極的な参画・関与を通じて各種の課題に適切に対応するもの、再生可能エネルギーシェアリングモデルシステムを構築する営農を前提とした農地等への再生可能エネルギー発電設備の導入を中心とした取組、蓄エネルギー等の導入活用事業等について、事業化に向けた検討や設備の導入に係る費用の一部を補助する。 補助率:【国から非営利法人への補助】定額 【非営利法人から地方公共団体等への補助】定額、1/3、1/2、2/3						
実施方法	補助						
予算額・ 執行額 (単位:百万円)		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度要求	
	予算 の 状 況	当初予算	-	6,000	8,000	5,400	5,000
		補正予算	-	-	-	-	-
		前年度から繰越し	-	-	-	592	-
		翌年度へ繰越し	-	-	▲ 592	-	-
		予備費等	-	-	-	-	-
		計	0	6,000	7,408	5,992	5,000
	執行額	0	2,199	3,189	-	-	
	執行率 (%)	-	37%	43%	-	-	
当初予算+補正予算に対す る執行額の割合 (%)	-	37%	40%	-	-		
平成30・31年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	30年度当初予算	31年度要求	主な増減理由			
	二酸化炭素排出抑制対策 事業費等補助金	5,400	5,000	経済産業省で実施していた民間事業者向けの熱利用設備導入促進事業を環境省において、要求することとしたため。			
	計	5,400	5,000				

	定量的な成果目標	成果指標	分類	単位	27年度	28年度	29年度	中間目標		目標最終年度		
								-年度	32年度	-年度	32年度	
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	設備導入補助によるCO2 排出削減見込量 ※本事業は、多様な種類・ 規模の設備を対象として、 公募を通じ、その導入を補 助するものであるところ、 今後、実際に対象となる 個々の設備は、現時点で は未確定であるから、事業 によるCO2排出削減見込 量を予測することは困難で ある。したがって、右記の 数値は、あくまでも類似事 業での推計に基づくもので ある。	設備導入補助によるCO2 排出削減見込量		成果実績	t-CO2/年	-	5,388.6	21,206.2	-	-	-	
				目標値	t-CO2	-	-	-	-	252,980	-	
				達成度	%	-	2.1	8.4	-	-	-	
根拠として用いた 統計・データ名 (出典)	(目標値) 類似事業における1円あたりの導入量(kW)から累計導入見込量を算出し、地球温暖化対策事業効果算定ガイドブックによりCO2排出削減見込量を算出											
横断的な施策に 係る成果目標 及び成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	分類	単位	27年度	28年度	29年度	中間目標		目標最終年度		
								-年度	32年度	-年度	32年度	
								平成32年度の間接補助 における1tあたりの CO2削減コスト(円/t- CO2)	間接補助事業にお ける1t-CO2当りの 削減コスト		成果実績	円/t-CO2
地球温暖化対策 関係	算出 方法	平成32年度予算想定 額/平成32年度CO2削 減量(t-CO2/年)	間接補助事業の年 間執行予定額(万 円)/年間CO2削減 予定量(t-CO2/年)	直 接 効 果	単位	27年度	28年度	29年度	中間目標		目標最終年度	
									-年度	32年度	-年度	32年度
									円/t-CO2	円/t-CO2	-	-
円/t-CO2	円/t-CO2	-	-	-	-	-	-	44,055	-			
%	%	-	10.8	21.8	-	-	-	-	-			
%	%	-	10.8	21.8	-	-	-	-	-			
成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載								チェック				
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	27年度	28年度	29年度	30年度 活動見込	31年度 活動見込			
	設備導入補助の実施件数			活動実績	件	-	106	117	-	-		
				当初見込み	件	-	107	131	143	-		
算出根拠			単位	27年度	28年度	29年度	30年度活動見込					
単位当たり コスト	設備導入補助総額/実施件数			単位当たり コスト	百万円/件	-	17.4	23.7	39			
				計算式	百万円/件	-	1,854/106	2,770/117	5,577/143			

政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策	-									
	施策	1. 地球温暖化対策の推進、8. 環境・経済・社会の統合的向上									
	測定指標	定量的指標		単位	27年度	28年度	29年度	中間目標 32年度	目標年度 42年度		
		エネルギー起源二酸化炭素の排出量(CO2換算トン)	実績値	億t-CO2/年	-	-	-	-	-		
			目標値	億t-CO2/年	-	-	-	12.8	9.3		
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係										
	ポテンシャル調査、事業化計画・FS調査等を通じて実行計画(区域施策編)の策定率向上や低炭素化設備等への導入支援によるCO2削減の対策・施策の推進。										
	改革項目	分野:	-								
	(第一階層) KPI	KPI (第一階層)		単位	計画開始時 -年度	29年度	30年度	中間目標 -年度	目標最終年度 -年度		
		-	成果実績	-	-	-	-	-	-		
目標値			-	-	-	-	-	-			
達成度			%	-	-	-	-	-			
(第一階層) KPI	KPI (第一階層)		単位	計画開始時 -年度	29年度	30年度	中間目標 -年度	目標最終年度 -年度			
	-	成果実績	-	-	-	-	-	-			
		目標値	-	-	-	-	-	-			
		達成度	%	-	-	-	-	-			
本事業の成果と改革項目・KPIとの関係											
-											

事業所管部局による点検・改善

	項目	評価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	本事業は、温室効果ガス排出削減という国内外の社会的要請に応えるものであり、かつ、導入拡大に向けた社会的機運が高まっているが依然として十分に導入されていない再生可能エネルギーについて、自然的社会的な課題に対応し得る導入事例の創出・蓄積を促進し、その自律的な普及を促進するものである。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	地方自治体や民間による取組だけでは、未だ十分に普及していない再生可能エネルギーについて、優良な導入事例の創出・蓄積を促進して広く国内全体への普及を図り、国の温室効果ガス排出削減目標の達成につなげることは、国が担うべき役割である。	
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成には、再生可能エネルギーの大幅な導入拡大が重要な課題となっているところ、導入拡大を阻む自然的社会的な課題への適切な対応を促進・支援する本事業は、この課題に適切に対処するものであって優先度が高い。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	応募事業については、外部有識者による委員会において審査を行い、採択を行っている。したがって、支出先や費目、使途の妥当性や競争性は確保されている。	
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無		
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無		
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	実施要領において交付額の算定方法を定めており、妥当である。	
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	事業採択に当たっては、再生可能エネルギーの導入を妨げる課題に適切に対応する、費用対効果の高い優良事例を創出する予定としているため、妥当である。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	○	資金の流れの中間段階での支出は、事業の実施、管理、運営に要する経費及び補助金の交付に必要な事務に要する経費に限定する予定であり、合理的である。	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	事業採択に当たっては、外部有識者による委員会において審査を行い、選定している。したがって、支出先や費目、使途の妥当性や競争性は確保されている。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○	公募申請書類の審査において、採択されない案件が想定以上に多かったため。	
繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-			
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	事業実施の際は、財務規則等に基づく競争性のある手続きを原則としており、コスト削減が図られる制度となっている。		
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	昨年度と比較して、着実に成果実績が上昇している。	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	成果実績及び活動実績から見て、他の手段と比較して実行性の高い手段といえる。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	活動実績及び見込みからみて、見合ったものとなっている。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	再生可能エネルギー発電設備及び熱利用設備の導入を補助する事業であり、十分に活用されている。	
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	○	本事業は、地球温暖化対策推進の観点から、自立的な再生可能エネルギー電気・熱の普及拡大を図ることを目的とし、地方公共団体、非営利法人等の自家消費型の再生可能エネルギー発電設備導入事業における事業化計画策定及び設備導入の補助や、民間事業者等の再生可能エネルギー発電設備導入の補助を実施するものである。経済産業省の「地域の特性を活かしたエネルギーの地産地消促進事業費補助金」は、本事業と連携し、民間事業者を対象として再生可能エネルギーの熱利用設備導入支援を実施するものである。この事業は、本事業とは補助対象事業が異なっているため、事業内容の重複はない。なお、経産省の事業については、平成31年度より、環境省で実施する予定。	
	所管府省名	事業番号		事業名
	経済産業省	0246		再生可能エネルギー熱事業支援者事業

点検・改善結果	点検結果	不用額が多額である状況について、適切に分析し、執行率の向上に努める。
	改善の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・経済産業省等と連携するなどして、引き続き当該事業の周知徹底に努める。 ・公募申請書類について、記述式にしていたところ、外部有識者による委員会において、費用対効果などの基準を満たしていても、採択されない案件があったため、公募申請書類をチェック式に変更し、事業目的に合致した申請については、適切に採択されるように行った。

外部有識者の所見

外部有識者点検対象外

行政事業レビュー推進チームの所見

現状通り

再生可能エネルギーの自律的普及を促進するため、引き続き経済産業省、農林水産省と連携するなどして事業の周知徹底し、効果的な事業実施と執行率の向上・不用額の減少に努めること。

所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

現状通り

引き続き、当該事業の周知徹底等を実施し、効果的な事業実施と執行率の向上・不用額の減少に努める。

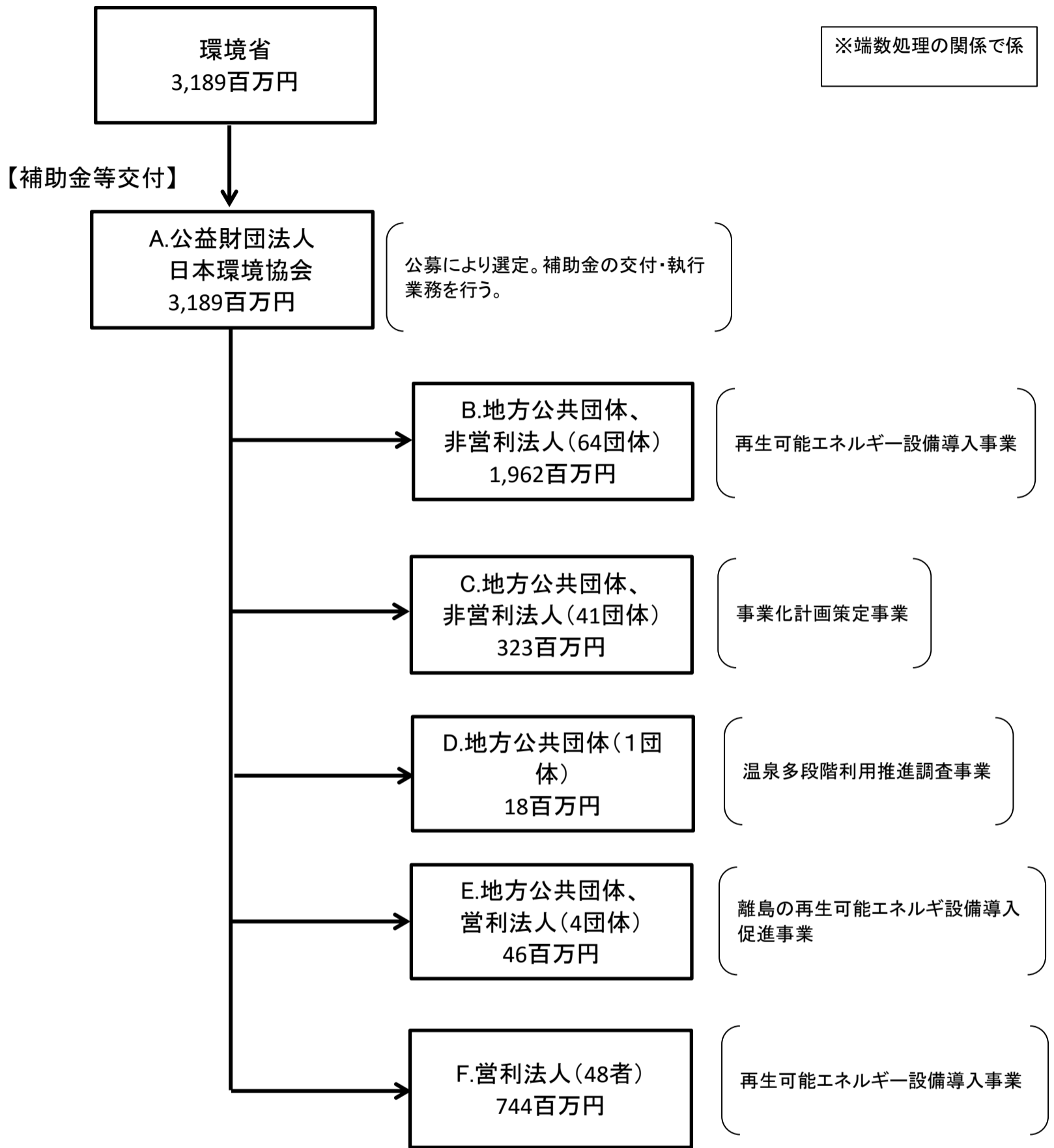
備考

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	-	平成23年度	-	平成24年度	-	平成25年度	-
平成26年度	-	平成27年度	-	平成28年度	新28-0003,経済産業省 新28-0035,336		
平成29年度	環境省 (0058)	経済産業省 (0268)					

※平成29年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

※端数処理の関係で係



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・用途
(「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と用途の双方で実情が分かるように記載)

A.公益財団法人日本環境協会			B.北海道豊浦町		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
事業費	地方公共団体等への補助金交付額	3,095	設備費等	バイオマス発電・熱利用設備導入	409
事務費	人件費、借損料、旅費等	94			
計		3,189	計		409
C.北海道浜中町			D.大分県		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
人件費等	再生可能エネルギー設備導入事業計画策定	10	設備費等	温泉資源利用推進事業化調査	18
計		10	計		18
E.東京都利島村			F. DIC(株)		

費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
設備費等	太陽光発電設備導入	35	設備費等	太陽光発電設備導入	96
計		35	計		96

費目・用途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載 チェック

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	公益財団法人日本環境協会	5010005013660	再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業	3,189	補助金等交付	-	-	

B

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	北海道豊浦町	5000020015717	バイオマス発電・熱利用設備導入	409	補助金等交付	-	-	
2	徳島県徳島市	6000020362018	太陽光発電設備導入	174	補助金等交付	-	-	
3	岡山県西粟倉村	8000020336432	木質チップボイラー設備等導入	90	補助金等交付	-	-	
4	福島県南会津町	8000020073687	地中熱ヒートポンプ設備導入	90	補助金等交付	-	-	
5	岡山県真庭市	7000020332143	木質ペレットボイラー設備導入	83	補助金等交付	-	-	
6	秋田県大潟村	2000020053686	地中熱ヒートポンプ設備導入	81	補助金等交付	-	-	
7	北海道七飯町	4000020013374	木質チップボイラー設備導入	61	補助金等交付	-	-	
8	北海道知内町	6000020013331	木質チップボイラー設備導入	59	補助金等交付	-	-	
9	社会福祉法人福島県福祉事業協会	1380005007497	地中熱ヒートポンプ設備導入	47	補助金等交付	-	-	
10	学校法人神奈川歯科大学	1021005007564	地下水熱ヒートポンプ設備導入	45	補助金等交付	-	-	

C

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	北海道浜中町	5000020016632	地中熱利用システム導入事業化計画策定	10	補助金等交付	-	-	
2	北海道中頓別町	5000020015130	木質バイオマス設備導入事業化計画策定	10	補助金等交付	-	-	
3	南会津地方広域市町村圏組合	7000020078778	地中熱利用システム導入事業化計画策定	10	補助金等交付	-	-	
4	伊豆森林組合	7080105004799	木質バイオマス設備導入事業化計画策定	10	補助金等交付	-	-	
5	沖縄県南城市	3000020472158	バイオマス設備導入事業化計画策定	10	補助金等交付	-	-	
6	北海道滝川市	2000020012254	もみ殻バイオマス設備導入事業化計画策定	10	補助金等交付	-	-	
7	北海道浦河町	4000020016071	木質バイオマス設備導入事業化計画策定	10	補助金等交付	-	-	
8	山梨県	8000020190004	地中熱利用システム導入事業化計画策定	10	補助金等交付	-	-	
9	鹿児島県喜界町	5000020465291	風力、小水力発電設備導入事業化計画策定	10	補助金等交付	-	-	

10	宮城県七ヶ宿町	1000020043028	木質バイオマス設備導入 事業化計画策定	10	補助金等交付	-	-	-
----	---------	---------------	------------------------	----	--------	---	---	---

D

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	大分県	1000020440001	温泉資源利用推進事業化 調査	18	補助金等交付	-	-	-

E

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	東京都利島村	1000020133621	太陽光発電設備導入	35	補助金等交付	-	-	-
2	久米総合開発(株)	1360001006133	太陽光発電設備導入	9	補助金等交付	-	-	-
3	鹿児島県中種子町	5000020465011	太陽熱利用設備導入	1	補助金等交付	-	-	-
4	住友商事(株)	1010001008692	太陽光発電設備導入	0.7	補助金等交付	-	-	-

F

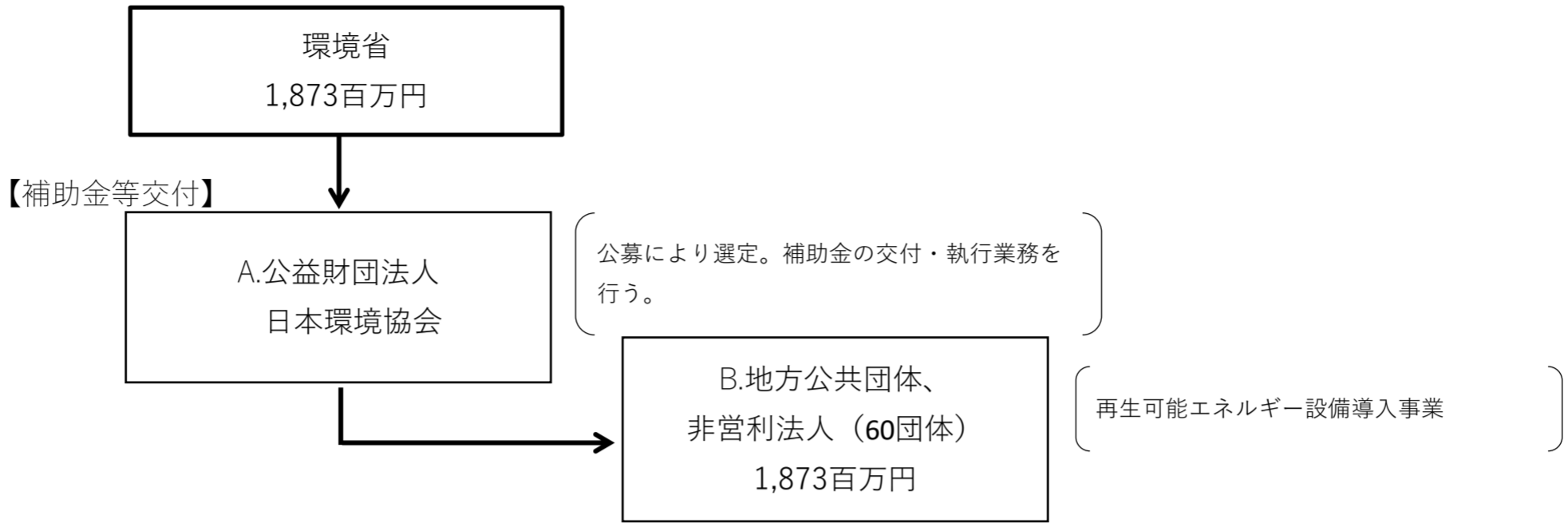
	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	DIC(株)	7011401003807	太陽光発電設備導入	96	補助金等交付	-	-	-
2	三井住友ファイナ ンス&リース(株)	5010401072079	太陽光発電設備導入	78	補助金等交付	-	-	-
3	オリックス(株)	8010401006942	太陽光発電設備導入	49	補助金等交付	-	-	-
4	(株)安川電機	5290801010767	太陽光発電設備導入	36	補助金等交付	-	-	-
5	(株)フジキン	5120001046991	太陽光発電設備導入	29	補助金等交付	-	-	-
6	(株)前川製作所	3010601034203	太陽光発電設備導入	28	補助金等交付	-	-	-
7	未来工業(株)	3200001014926	太陽光発電設備導入	28	補助金等交付	-	-	-
8	(株)スタンレー新潟 製作所	2110001007502	太陽光発電設備導入	28	補助金等交付	-	-	-
9	三澤繊維(株)	1120101044643	太陽光発電設備導入	27	補助金等交付	-	-	-
10	太陽グリーンエナ ジー(株)	7030001105953	太陽光発電設備導入	24	補助金等交付	-	-	-

再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業における設備補助事業の執行額等

				27年度	28年度	29年度	30年度	31年度				
		当初予算	補正予算	-	4,882	4,038	3,113	1,932				
予算額・ 執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	前年度から繰越し	-	-	-	-	585	-				
		翌年度へ繰越し	-	-	-	▲585	-	-				
		予備費等	-	-	-	-	-	-				
		計	0	4,882	3,453	3,698	1,932					
		執行額	0	1,447	1,873	-	-					
	執行率 (%)	-	30%	54%	-	-						
	当初予算+補正予算に対する執行額の割合 (%)	-	-	-	-	-						
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	27年度	28年度	29年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 32 年度			
	設備導入補助によるCO2排出削減見込量 ※本事業は、多様な種類・規模の設備を対象として、公募を通じ、その導入を補助するものであるところ、今後、実際に対象となる個々の設備は、現時点では未確定であるから、事業によるCO2排出削減見込量を予測することは困難である。したがって、右記の数値は、あくまでも類似事業での推計に基づくものである。	設備導入補助によるCO2排出削減見込量	成果実績	t-CO2/年	-	2,113.9	5,523.9	-	-			
			目標値	t-CO2	-	-	-	-	121,124			
			達成度	%	-	1.7	4.6	-	-			
根拠として用いた統計・データ名 (出典)	(目標値) 類似事業における1円あたりの導入量 (kW) から累計導入見込量を算出し、地球温暖化対策事業効果算定ガイドブックによりCO2排出削減見込量を算出											
横断的な施策に係る 成果目標 及び成果実績 (アウトカム)	目標・ 指標	定量的な成果目標	成果指標	分類	単位	27年度	28年度	29年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 32 年度		
						成果実績	円/t-CO2	-	684,506.8	434,644.4	-	-
						目標値	円/t-CO2	-	-	-	-	37,456
	算出 方法	地球温暖化対策関係	平成32年度予算想定額/平成32年度CO2削減量 (t-CO2/年)	間接補助事業の事業期間中執行予定額 (万円) / 事業期間中CO2削減予定量 (t-CO2/年)	直接効果	成果実績	円/t-CO2	-	684,506.8	434,644.4	-	-
						目標値	円/t-CO2	-	-	-	-	37,456
						達成度	%	-	5.5	8.6	-	-
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標	設備導入補助の実施件数	活動実績	件	-	54	60	-	-			
			当初見込み	件	-	53	50	49	-			
			算出根拠	単位	27年度	28年度	29年度	30年度活動見込				
単位当たり コスト	算出根拠	設備導入補助総額/実施件数	単位当たりコスト	百万円/件	-	26.8	31.2	75.4				
			計算式	百万円/件	-	1,447/54	1,873/60	3,698/49				

※平成29年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)



費目・用途
(「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と用途の双方で実情が分かるように記載)

B.北海道豊浦町					
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
設備費等	バイオマス発電・熱利用設備導入	409			
計		409			

費目・用途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載

チェック

支出先上位10者リスト

B

	支出先	法人番号	業務概要	支出額	契約方式等	入札者数	落札率	一者応札・一者応募又は
1	北海道豊浦町	5000020015717	バイオマス発電・熱利用設備導入	409	補助金等交付	-	-	-
2	徳島県徳島市	6000020362018	太陽光発電設備導入	174	補助金等交付	-	-	-
3	岡山県西粟倉村	8000020336432	木質チップボイラー設備等導入	90	補助金等交付	-	-	-
4	福島県南会津町	8000020073687	地中熱ヒートポンプ設備導入	90	補助金等交付	-	-	-
5	岡山県真庭市	7000020332143	木質ペレットボイラー設備導入	83	補助金等交付	-	-	-
6	秋田県大潟村	2000020053686	地中熱ヒートポンプ設備導入	81	補助金等交付	-	-	-
7	北海道七飯町	4000020013374	木質チップボイラー設備導入	61	補助金等交付	-	-	-
8	北海道知内町	6000020013331	木質チップボイラー設備導入	59	補助金等交付	-	-	-
9	社会福祉法人福島県福祉	1380005007497	地中熱ヒートポンプ設備導入	47	補助金等交付	-	-	-
10	学校法人神奈川歯科大学	1021005007564	地下水熱ヒートポンプ設備導入	45	補助金等交付	-	-	-



事業目的・概要等

背景・目的

- CO2削減目標達成のため、地域資源を活用した再生可能エネルギー導入拡大への期待が高まる中、家畜ふん尿や食品残さ等から得られるメタンを活用したバイオマス発電が展開されている。
- こうしたバイオマス発電において生じる液肥は、これまで牧草地や畑に散布して活用されていたが、近年、それによる地下水汚染が指摘される例がある。
- 本事業は、こうした課題を解決しつつ、省CO2を同時に達成する新たなバイオマス利活用モデルを実証・確立することを目的とする。

事業スキーム

委託対象：地方公共団体、民間事業者

実施期間：平成28年度～31年度（2019年度）

事業概要

地域内に存在する家畜ふん尿や食品残さ等を活用したバイオマス発電施設にて生じた液肥を下水処理施設で処理を行うことで、地域環境を保全しつつ、当該発電施設で得られた電力・熱を下水処理施設等に供給して省CO2化を図り、低炭素社会と循環型社会を同時達成する処理モデルの構築を目指す。

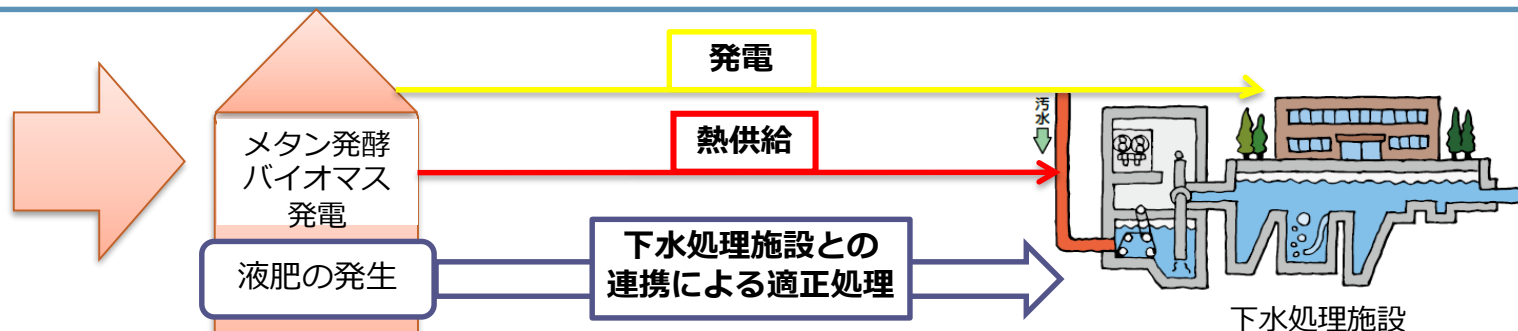
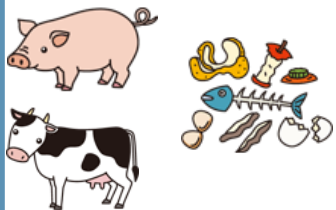
液肥の処理に係るエネルギー消費量や発電電力及び熱の量、事業全体でのCO2削減効果等、モデルの有効性の評価及び他地域への展開に必要な実証を行う。

期待される効果

下水処理施設との連携による家畜ふん尿・食品残さ等のバイオマス資源の省CO2かつ低環境負荷である新たな利活用モデルを確立し、液肥による地下水汚染の課題解決モデルを示すことにより、潜在的に同様の課題を抱える全ての自治体に対する波及効果が期待できる。

イメージ

家畜糞尿・食物残さ等



メタン発酵
バイオマス
発電

液肥の発生

発電

熱供給

下水処理施設との
連携による適正処理

下水処理施設

散布

家畜ふん尿や食品残さ等を活用するバイオマス発電では、**液肥による地下水汚染が顕在化する**例がある。

**地下水への
影響の懸念**

- 家畜ふん尿や食品残さ等を**バイオマス発電で有効活用**。
- 発生する液肥を処理する施設及び下水処理場において、**発電した電力**及び発電の際の**熱**を活用し、施設を**徹底的に省CO2化**。
- 液肥の適正処理**による環境負荷の低減

省CO2かつ低環境負荷なバイオマス利活用モデルを確立し、低炭素社会と循環型社会の同時達成に貢献

平成30年度行政事業レビューシート (環境省)							
事業名	環境調和型バイオマス資源活用モデル事業 (国土交通省連携事業)			担当部局庁	地球環境局		
事業開始年度	平成28年度	事業終了 (予定) 年度	平成30年度	担当課室	地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室	作成責任者 室長 相澤 寛史	
会計区分	エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定						
根拠法令 (具体的な条項も記載)	特別会計に関する法律第85条第3項第1号ホ及び第2号 同施行令第50条第7項第10号及び第11号並びに第9項第1号			関係する計画、通知等	地球温暖化対策計画 (平成28年5月13日閣議決定)		
主要政策・施策	地球温暖化対策			主要経費	エネルギー対策		
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	CO2削減目標を達成するため、地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入拡大への期待が高まる中、家畜ふん尿や食物残さ等から得られるメタンを活用したバイオマス発電が各地で展開されている。こうしたバイオマス発電において副生成物として生じる液肥については、これまで牧草地や畑に散布することで活用されていた。しかし、近年、それによる地下水汚染が顕在化する例が指摘されている。本事業は、再生可能エネルギーの導入拡大に向けて、家畜ふん尿や食品残さ等のバイオマス資源を省CO2かつ低環境負荷な形で有効利用するため、下水処理施設を活用した新たな利活用モデルを実証・確立することを目的とする。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	地域内に存在する家畜ふん尿や食物残さ等を活用したバイオマス発電施設から生じた液肥を、下水処理施設で処理するモデル事業を実施する。バイオマス発電施設で得られた電力・熱を、液肥の処理を行う下水処理施設等に供給することで、下水処理施設の省CO2化を図ると同時に、地域環境の保全に貢献し、低炭素社会と循環型社会を同時達成する処理モデルを構築することを目指す。液肥の処理施設に係るエネルギー消費量や発電電力量及び熱の量、事業全体でのCO2削減効果等、モデルの有効性評価及び他地域への展開に必要な実証を行う。						
実施方法	委託・請負						
予算額・執行額 (単位:百万円)		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度要求	
	予算 の 状 況	当初予算	-	800	800	800	250
		補正予算	-	-	-	-	-
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-
		予備費等	-	-	-	-	-
		計	0	800	800	800	250
	執行額	0	101	782	-	-	
	執行率 (%)	-	13%	98%	-	-	
	当初予算+補正予算に対する執行額の割合 (%)	-	13%	98%	-	-	
平成30・31年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	30年度当初予算	31年度要求	主な増減理由			
	二酸化炭素排出抑制 対策事業等委託費	800	250	モデルの有効性評価及び実証を平成30年度から実施しているが、評価・実証をより充実したものとするために必要な期間について、平成31年度も継続して事業を実施する。 当該期間分の予算のみの要求となるため、平成30年度と比べて要求額を縮減。			
	計	800	250				

成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	分類	単位	27年度	28年度	29年度	中間目標	目標最終年度	
					-	30	31	年度	年度	
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	30年度において下水処理場の電力使用量の5%相当を本事業で導入するバイオマス発電によって発電する。 (2システムともに29年度は設計・施工段階、30年度に本格稼働予定)	下水処理場において使用される電力に対する、バイオマス発電によって得られた電力の使用割合。	成果実績	%	-	-	-	-	-	-
				目標値	%	-	-	-	-	5
				達成度	%	-	-	-	-	-
根拠として用いた統計・データ名(出典)	平成28年度環境調和型バイオマス資源活用モデル事業提案書、平成29年度環境調和型バイオマス資源活用モデル事業委託業務事業報告書									
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	分類	単位	27年度	28年度	29年度	中間目標	目標最終年度	
					-	30	31	年度	年度	
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	30年度において下水処理場の電力使用量の5%相当を本事業で導入するバイオマス発電によって発電することにより、下水処理場のCO2排出量を320tCO2程度削減する。 (2システムともに29年度は設計・施工段階、30年度に本格稼働予定)	バイオマス発電によって得られた電力を下水処理場に融通することによる下水処理場のCO2排出削減量(2システム分)	成果実績	t-CO2/年	-	-	-	-	-	-
				目標値	t-CO2/年	-	-	-	-	324
				達成度	%	-	-	-	-	-
根拠として用いた統計・データ名(出典)	平成28年度環境調和型バイオマス資源活用モデル事業提案書									
横断的な施策に係る成果目標及び成果実績(アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	分類	単位	27年度	28年度	29年度	中間目標	目標最終年度	
					30	31	年度	年度		
横断的な施策に係る成果目標及び成果実績(アウトカム)	バイオマス発電において生じる液肥による地下水汚染の問題を解決し、省CO2を同時に解決するモデルの実証・確立により、32年度までにCO2削減コストを15万円/t-CO2以下にする(2システムともに29年度は設計・施工段階、30年度に本格稼働予定)	1トン当たりCO2削減コスト	目標・指標	成果実績	円/t-CO2	-	-	-	-	-
				目標値	円/t-CO2	-	-	-	1,716,738	143,061
				達成度	%	-	-	-	-	-
地球温暖化対策関係	算出方法 本委託事業の実施によってバイオマス発電の一定の需要を生み出すことで、委託期間終了後18件程度の同システム導入を想定。	予算額/削減効果(波及効果含む)	直接効果	成果実績	円/t-CO2	-	-	-	-	-
				目標値	円/t-CO2	-	-	-	-	-
				達成度	%	-	-	-	-	-
成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載								チェック		
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標		分類	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
					活動実績			活動見込	活動見込	
活動指標及び活動実績(アウトプット)	実証を行うサイト数		活動実績	件	-	2	2	-	-	
				当初見込み	件	-	4	2	2	-
単位当たりコスト	算出根拠		分類	単位	27年度	28年度	29年度	30年度活動見込		
					単位当たりコスト					
単位当たりコスト	年度予算執行額/実証サイト数		単位当たりコスト	百万円/件	-	50.5	391	400		
				計算式	百万円/件	-	101 / 2	782 / 2	800 / 2	

政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策	-									
	施策	1. 地球温暖化対策の推進									
	測定指標	定量的指標		単位	27年度	28年度	29年度	中間目標 - 年度	目標年度 42 年度		
		エネルギー起源二酸化炭素の排出量(CO2換算トン)	実績値	万t-CO2/年	114,700	112,800	-	-	-		
			目標値	万t-CO2/年	-	-	-	-	92,700		
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係										
	エネルギー転換部門の取組における再生可能エネルギーの最大限の導入のうち、導入拡大・長期安定的発電に向けた事業環境整備を進めていき、温室効果ガスの排出削減に寄与する。										
	改革項目	分野:	-								
	(第一階層) KPI	KPI (第一階層)		単位	計画開始時 - 年度	29年度	30年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度		
		-	成果実績	-	-	-	-	-	-		
目標値			-	-	-	-	-	-			
達成度			%	-	-	-	-	-			
(第二階層) KPI	KPI (第二階層)		単位	計画開始時 - 年度	29年度	30年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度			
	-	成果実績	-	-	-	-	-	-			
		目標値	-	-	-	-	-	-			
		達成度	%	-	-	-	-	-			
本事業の成果と改革項目・KPIとの関係											
-											

事業所管部局による点検・改善

	項目	評価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	本事業は地域環境の保全に貢献し、低炭素社会と循環型社会を同時達成する処理モデルを構築する事業であり、社会のニーズを的確に反映している。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	本事業は、バイオマス資源の調達から、バイオマス発電により得られるエネルギーの消費に係る部分までの実証を行う事業であり、モデルの構築に当たっては国による実証が求められる。	
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	社会の課題・ニーズを踏まえ、バイオマス発電の導入等の再生可能エネルギーの導入促進は、政策体系の中で優先順位の高い事業である。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	公募によって、見込まれる二酸化炭素排出量削減効果等により委託事業者を選定し、事業の実施に必要な支出及び事業目的に即した費目に限って実施している。	
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無		
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無		
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-	-	
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	契約時及び支出時において見積及び支出経費を精査しており妥当である。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	-	
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	事業目的に即した費目・用途に限られている。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-	
繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-		
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	事業実施にあたり、有識者の助言等により効果的かつ低コストな手法を採用している。		
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	当初の事業計画通りに進んでおり、適宜フォローアップを行っている	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	有識者の助言等により効果的かつ低コストな手法を採用している。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	当初の見込み通りの実績が得られている	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	業務成果報告書を公表している	
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-	-	
	所管府省名	事業番号		事業名
点検・改善結果	点検結果	平成28年度に採択された2事業者について、平成29年度は実証施設の整備を行った。適宜スケジュール等のフォローアップを図り、平成30年度以降、施設を稼働させ本事業の実証を行う。		
	改善の方向性	今後も事業計画の進捗に応じて適宜、必要なフォローを行う。		

外部有識者の所見

本事業の実用化が図られることとなれば非常に有意義な事業であると思われるが、問題は費用対効果がどの程度であれば適正かつ妥当と判断できるかではないか。この判断に資する情報が事業期間終了時には提供されるべきであると考え。単位当たりコストのみでは判断できない。
 成果目標として電力使用量の5%相当を本事業のバイオマス発電から得ることが掲げられているが、5%という数値は何を根拠に導き出されたのか。液肥処理相当分の電力をバイオマス発電で賄えるのであればプラスマイナスゼロとなるが、そのレベルを想定しているのか、あるいは、液肥処理に伴うCO2排出量以上の削減効果を見込んでいるのか。費用対効果に関わる情報として示される必要がある。
 改善の方向性として、今後も事業活動の進捗に応じて適宜、必要なフォローを行うとあるが、これは当たり前のことであり、改善の方向性を具体的に示しているとはいえない。

行政事業レビュー推進チームの所見

終了予定

外部有識者の見解を踏まえ、本事業の実用化を図るための指標として費用対効果を適切に示すとともに、事業の改善の方向性について具体的に示し、他の事業や後継事業等に活用できるよう努める。

所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

現状通り

本事業において得られたデータ(特にCO2削減効果やその費用対効果)を示し、我が国において同様の課題をかかえる地域がその解決方策として家畜ふん尿のエネルギーを有効活用した上でその処理を下水道と連携して行う手法を選択できるよう、必要な情報の発信を行う。

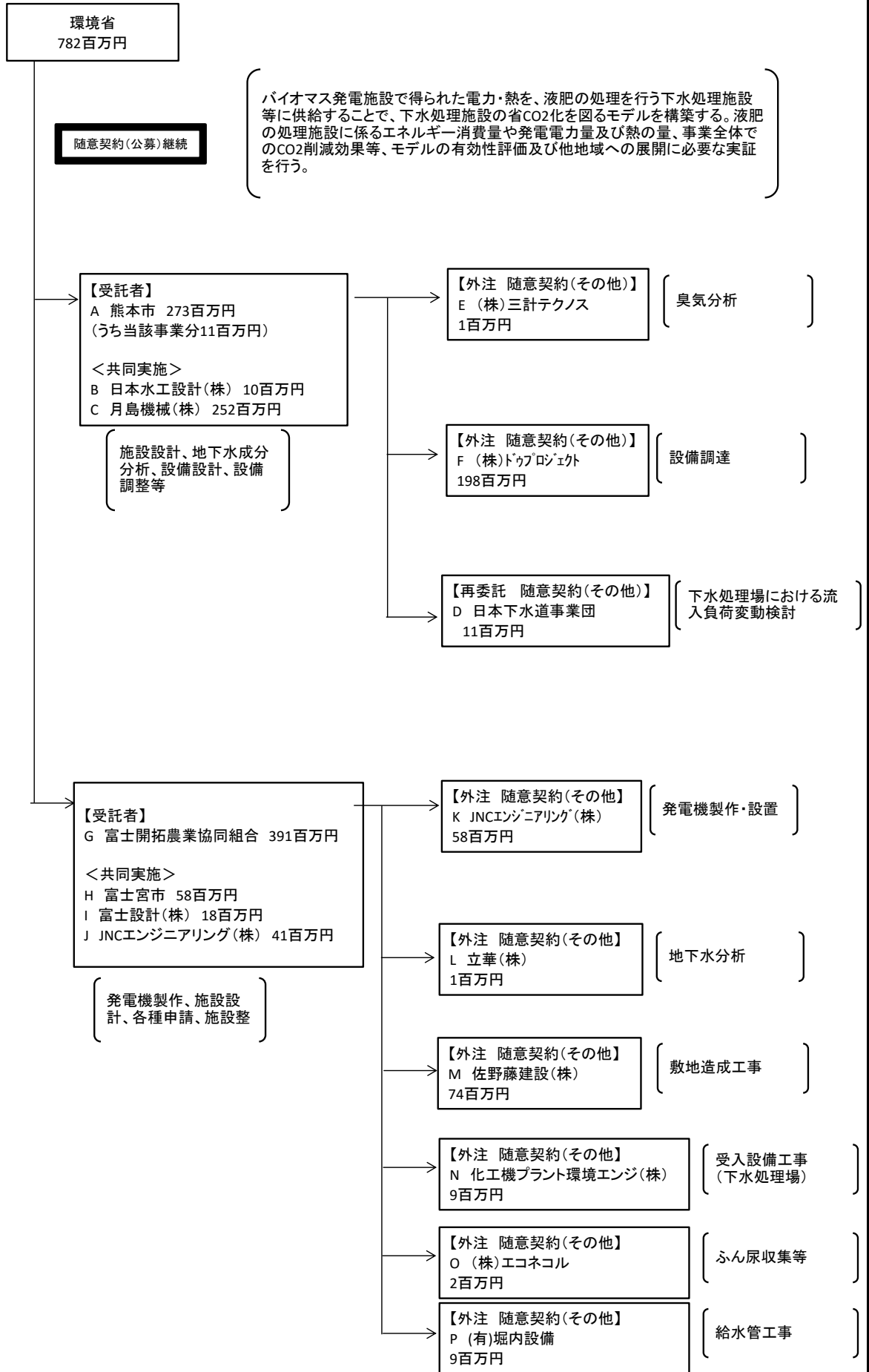
備考

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	-	平成23年度	-	平成24年度	-	平成25年度	-
平成26年度	-	平成27年度	-	平成28年度	新28-0016		
平成29年度	環境省 (0071)						

※平成29年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
 (資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
 (単位: 百万円)



費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロック
 ごとに最大の金
 額が支出されて
 いる者について
 記載する。費目と
 使途の双方で実
 情が分かるよう
 に記載)

A.熊本市			B.日本水工設計(株)		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
再委託費	流入負荷変動の検討(日本下水道事業団)	11	人件費	施設設計業務等、地下水成分分析等	6
			外注費	臭気分析((株)三計テクノス)	1
			一般管理費		3
計		11	計		10
C.月島機械(株)			D.日本下水道事業団		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
外注費	設備調達((株)トゥプロジェクト)	198	人件費	データ収集(水処理施設への影響分析)	4
人件費	設備設計等	22	旅費		2
一般管理費		32	一般管理費等		5
計		252	計		11
E.(株)三計テクノス			F.(株)トゥプロジェクト		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
雑役務費	臭気分析	1	備品費	設備調達	198
計		1	計		198
G.富士開拓農業協同組合			H.富士宮市		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
賃料および損料	プラント施設整備	245	外注費	発電機製作等	58
外注費	施設整備工事(佐野藤建設(株)ほか)	94			
一般管理費		31			
人件費	設備調達、施設整備工事の監理等	17			
旅費、謝金		2			
その他	印刷製本、光熱水料等	2			
計		391	計		58
費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載				チェック	<input checked="" type="checkbox"/>

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	熊本市	9000020431001	事業運営及び各所調整	273	随意契約 (公募)	-	-	-

B

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	日本水工設計株式会社	4010001062217	設備設計、各種調査業務 (共同実施)	10	その他	-	-	-

C

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	月島機械株式会社	8010001034856	設備設計・製作(共同実施)	252	その他	-	-	-

D

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	日本下水道事業団	2011105003406	データ収集(水処理施設への影響分析)	11	随意契約 (その他)	-	-	-

E

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社三計テクノス	3330001001960	臭気分析	1	随意契約 (その他)	-	-	-

F

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社トッププロジェクト	7330001005867	設備調達	198	随意契約 (その他)	-	-	-

G

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	富士開拓農業協同組合	1080105003633	事業運営及び各所調整	391	随意契約 (公募)	4	-	-

H

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	富士宮市	7000020222071	設備製作・実証フィールド (共同実施)	58	その他	-	-	-

支出先上位10者リスト欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙3】に記載

チェック



I.富士設計(株)			J.JNCエンジニアリング(株)		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
人件費	施設整備各種申請等	15	人件費	施設整備工事監理等	29
外注費	地下水成分分析等(立華(株))	1	旅費		7
一般管理費		2	一般管理費		5
計		18	計		41
K.JNCエンジニアリング(株)			L.立華(株)		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
雑役務費	発電機製作・設置	58	人件費等	地下水分析	1
計		58	計		1
M.佐野藤建設(株)			N.化工機プラント環境エンジ(株)		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
雑役務費	敷地造成工事	74	雑役務費	受入設備工事(下水処理場)	9
計		74	計		9
O.(株)エコネコル			P.(有)堀内設備		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
雑役務費	ふん尿収集等	2	雑役務費	給水管工事	9
計		2	計		9

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロック
 ごとに最大の金
 額が支出されて
 いる者について
 記載する。費目と
 使途の双方で実
 情が分かるよう
 に記載)

別紙3

I

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	富士設計株式会社	2080101011754	各種手続き、調査業務(共同実施)	18	その他	-	-	-

J

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	JNCエンジニアリング株式会社	5010001022979	施設工事管理、各種調査業務(共同実施)	41	その他	-	-	-

K

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	JNCエンジニアリング株式会社	5010001022979	発電機製作・設置	58	随意契約(その他)	-	-	-

L

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	立華株式会社	1080101009997	地下水水質分析	1	随意契約(その他)	-	-	-

M

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	佐野藤建設(株)	2080101011416	敷地造成工事	74	随意契約(その他)	-	-	-

N

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	化工機プラント環境エンジ(株)	6020001072428	受入設備工事(下水処理場)	9	随意契約(その他)	-	-	-

O

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(株)エコネコル	9080101011426	ふん尿収集等	2	随意契約(その他)	-	-	-

P

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(有)堀内設備	9080102017257	給水管工事	9	随意契約(その他)	-	-	-



イメージ

背景・目的

事業者の自主的な取組により、有害大気汚染物質の排出を抑制し、健康リスクの程度に応じた対策により、有害大気汚染物質による人の健康被害を未然に防止する。

事業概要

- (1) 有害大気汚染物質等の大気汚染状況の把握
 - ①有害大気汚染物質等モニタリング事業(バックグラウンド調査等)
 - ②ダイオキシン類モニタリング事業
- (2) 有害大気汚染物質有害性評価・排出抑制対策推進事業
(有害大気汚染物質に該当する可能性のある物質リストと優先取組物質の見直しに向けた基礎情報、排出抑制技術情報等の収集)
- (3) 非意図的生成物質対策推進事業
- (4) 酸化工チレン排出抑制対策推進事業

事業スキーム

- 請負 (民間)
 - ・モニタリングの実施
 - ・基礎情報、排出抑制技術情報の収集等
 - ・インベントリーの作成・維持
 - ・排出抑制対策のための実態調査等 (主にPOPs)
- 委託 (地方公共団体)
 - ・排出抑制対策のための実態調査等 (事業者への指導・助言・普及啓発を含む)

期待される効果

大気汚染状況や排出実態を把握し、排出抑制技術を検討の上、効果的な排出抑制を事業者に求めることにより、排出抑制対策が推進できる。また、POPs条約に対応することができる。

事業目的・概要等

有害大気汚染物質に該当する可能性のある物質等 (248物質)

優先取組物質 (23物質)

- 全国的なモニタリング (約300~400地点)
 - ・地方公共団体が主に実施 (国から事務処理基準を通知)
 - ・国は、バックグラウンド調査等、補完的に実施
- 排出実態の把握、排出抑制技術情報等の収集
- 普及啓発・事業者への指導・助言等 (地方公共団体が実施)
- 酸化工チレンの排出実態の詳細な把握、排出抑制対策の検討

※ダイオキシン類はダイオキシン類対策特別措置法による対策

指定物質 (3物質)

- 指定物質抑制基準の設定
- 排出抑制対策の効果の確認
- 勧告、報告徴収 (地方公共団体)

それ以外の物質 (225物質)

○取組の優先順位を付けて、モニタリング実施、発生源・曝露情報等の基礎情報収集

POPs (ダイオキシン類以外)

- インベントリーの作成・維持
- 排出抑制対策のための実態調査・検討
- 条約対象追加検討物質に関する国内外の情報収集等

平成30年度行政事業レビューシート (環境省)

事業名	有害大気汚染物質等対策推進費			担当部局	水・大気環境局	作成責任者	
事業開始年度	平成5年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	大気環境課	大気環境課長 高澤 哲也	
会計区分	一般会計						
根拠法令 (具体的な条項も記載)	大気汚染防止法第18条の23			関係する計画、通知等	POPs条約国内実施計画		
主要政策・施策	-			主要経費	その他の事項経費		
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	低濃度ではあるが長期曝露によって人の健康を損なうおそれのある有害大気汚染物質による国民の健康被害の未然防止対策を推進する。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	環境大気中における有害大気汚染物質について、対象物質に応じて標準的な測定方法を開発しつつ、地方公共団体との連携の下に全国でモニタリングを実施し、有害大気汚染物質等による大気汚染の状況を把握する。また、国際機関による毒性評価や、国内における取引量等の基礎的な情報を収集しつつ、リスクに応じた国内の排出源からの排出実態及び排出抑制対策について調査検討を行い、排出抑制対策の推進を図るために必要な情報をとりまとめる。						
実施方法	委託・請負						
予算額・執行額 (単位:百万円)		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度要求	
	予算 の 状 況	当初予算	110	138	125	128	131
		補正予算	-	-	-	-	-
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-
		予備費等	-	-	-	-	-
		計	110	138	125	128	131
	執行額	94	130	128			
	執行率 (%)	85%	94%	102%			
	当初予算+補正予算に対する執行額の割合 (%)	85%	94%	102%			
平成30-31年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	30年度当初予算	31年度要求	主な増減理由			
	環境保全調査費	123	125				
	環境保全調査等地方公共団体委託費	5	6				
計	128	131					

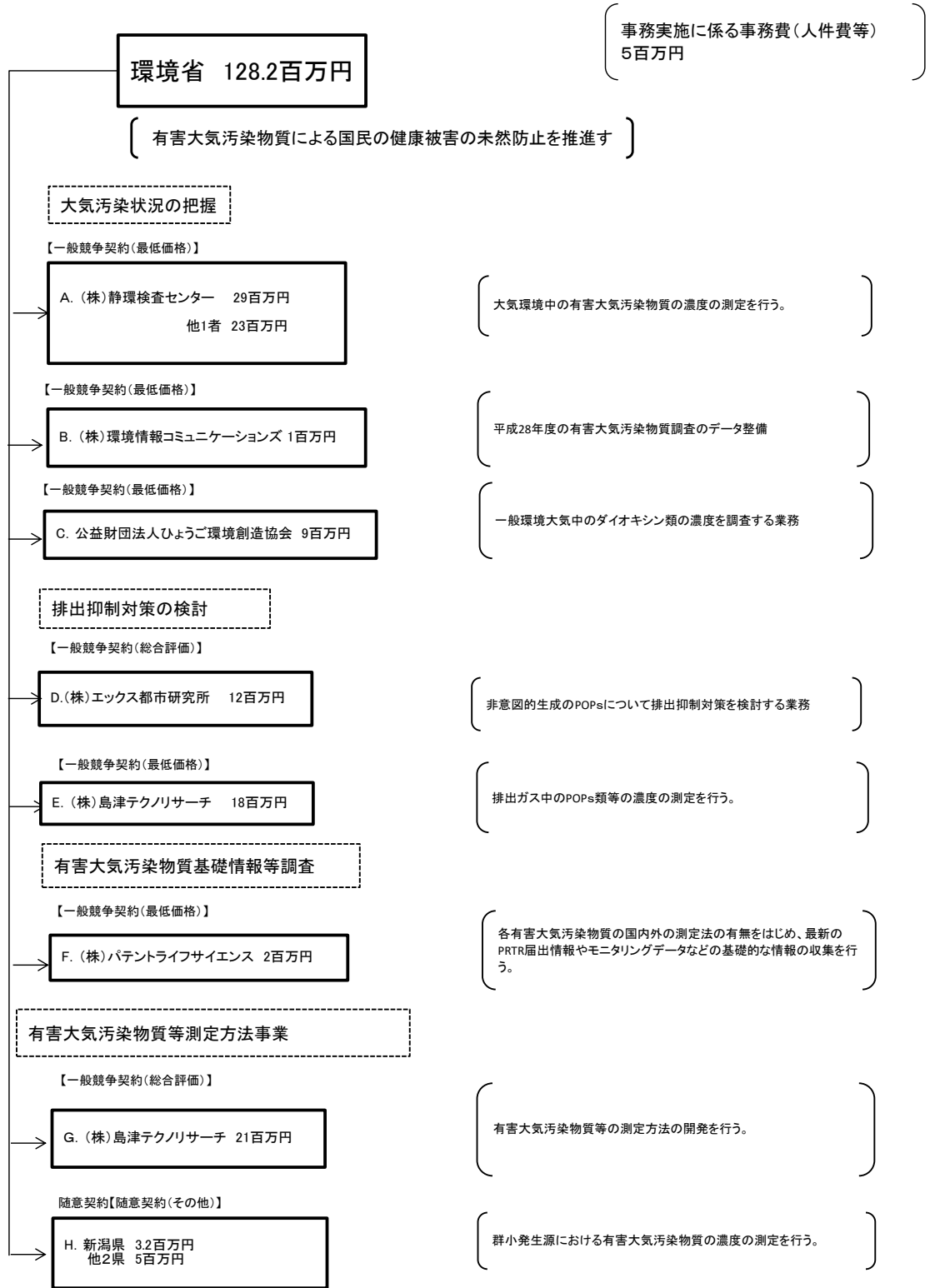
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	27年度	28年度	29年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度	
	有害大気汚染物質について、モニタリングを実施し、国民に情報提供すること。	調査結果の公表回数	成果実績	回	1	1	1	-	-	
			目標値	回	1	1	1	-	-	
			達成度	%	100	100	100	-	-	
根拠として用いた 統計・データ名 (出典)	【平成28年度 大気汚染状況について(有害大気汚染物質モニタリング調査結果報告)平成30年3月27日】 http://www.env.go.jp/air/osen/monitoring/mon_h28/index.html 【平成27年度 大気汚染状況について(有害大気汚染物質モニタリング調査結果報告)平成29年3月30日】 http://www.env.go.jp/press/103841.html 【平成26年度 大気汚染状況について(有害大気汚染物質モニタリング調査結果報告)平成28年3月31日】 http://www.env.go.jp/press/102361.html									
	活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	27年度	28年度	29年度	30年度 活動見込	31年度 活動見込	
	国が実施するモニタリング地点数	活動実績	地点	16	16	16	15	15		
		当初見込み	地点	16	16	16	15	15		
単位当たり コスト	算出根拠		単位	27年度	28年度	29年度	30年度活動見込			
	国が実施したモニタリング業務の契約総額 ／国が実施したモニタリング地点数	単位当たり コスト	百万円	3	3	3	3			
		計算式	百万円/回	42/16	47/16	52/16	49/15			
政策評価、 経済・財政再生 アクション・ プログラムとの 関係	政策	-								
	施策	3. 大気・水・土壌環境等の保全								
	測定指標	定量的指標		単位	27年度	28年度	29年度	中間目標 - 年度	目標年度 - 年度	
		全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準達成率(%) ※ベンゼン	実績値	%	100	99.8	-	-	-	
			目標値	%	100	100	100	100	100	
		全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準達成率(%) ※トリクロロエチレン	実績値	%	100	100	-	-	-	
			目標値	%	100	100	100	100	100	
		全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準達成率(%) ※テトラクロロエチレン	実績値	%	100	100	-	-	-	
			目標値	%	100	100	100	100	100	
		全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準達成率(%) ※ジクロロメタン	実績値	%	100	100	-	-	-	
			目標値	%	100	100	100	100	100	
		本事業の成果と上位施策・測定指標との関係								
		①大気環境モニタリング及び排出実態調査の実施による有害大気汚染物質による大気の汚染状況や主たる排出源の解明を行う。 ②排出抑制対策技術の普及を進めることによる事業者の自主的な排出抑制対策の推進を通じ、有害大気汚染物質の環境基準の達成に寄与する。								
		改革項目	分野:	-						
	(第一階層) KPI	KPI (第一階層)		単位	計画開始時 - 年度	29年度	30年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度	
成果実績		-	-	-	-	-	-	-		
目標値		-	-	-	-	-	-	-		
(第二階層) KPI	KPI (第二階層)		単位	計画開始時 - 年度	29年度	30年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度		
	成果実績	-	-	-	-	-	-	-		
	目標値	-	-	-	-	-	-	-		
本事業の成果と改革項目・KPIとの関係										
-										

事業所管部局による点検・改善

項目		評価	評価に関する説明				
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	有害大気汚染物質による国民の健康被害の未然防止対策を推進するために実施している。				
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	有害大気汚染物質対策については、大気汚染防止法第18条の37において、国の実施すべき施策等が規定されており、本事業はその範囲内で実施している。				
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	有害大気汚染物質対策については、大気汚染防止法第18条の37において、国の実施すべき施策とされており、引き続き大気汚染の状況を適切に把握し、対策を図る必要がある。				
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	競争入札により競争性を確保している。				
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	有	公告期間の延長や競争参加資格の拡大など、競争性の確保に努めたが、業務を遂行するに当たっては、高い専門性及び特殊な技術力を有する必要があることから、一者応札が発生した。				
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無	一者応札の改善対策として、公告期間を延長する等の見直しを図り、適正な競争の実施に努める。				
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-	-				
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	サンプリング及び分析に係る費用について、競争入札を実施していることで、コスト等の水準を適正に確保している。				
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	-				
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	資金の流れ、費目・使途は合理的かつ適切である。				
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	毎年度、見込みどおりの物質数のモニタリングを実施している。				
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	事業実施にあたり、前年度に外部有識者を含む検討会を開催し、手段・方法等の検討を実施し、効果的に実施している。				
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	毎年度、見込みどおりの地点数でモニタリングを実施し、見込みに見合ったものとなっている。				
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	モニタリング結果を毎年公表しており、国及び自治体における対策等に活用されている。				
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-	-				
	所管府省名	事業番号	事業名				
		-					
点検・改善結果	点検結果		有害大気汚染物質対策については、本事業を活用して、科学的知見の充実の下に将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるよう取り組んできたところ。引き続き、まだ測定法が確立されていない優先取組物質(2物質)の開発や、種類・発生源が多岐にわたる有害大気汚染物質等のモニタリング調査、酸化エチレン等の排出実態の把握等を推進する必要がある。				
	改善の方向性		PRTR制度等他の知見も活用して大気汚染の状況を効率的に把握し、その結果を地方自治体等と連携した排出抑制対策の推進に活用するなど、より効果的・効率的な事業の実施に努めていく。なお、平成28年度有害大気汚染物質モニタリング調査結果において、ベンゼンの環境基準を超過した地点については、地方自治体において発生源の調査、排出抑制の指導等を実施している。一者応札の改善対策については、公告期間を延長する等の見直しを図り、引き続き適正な競争の実施に努める。				
外部有識者の所見							
外部有識者点検対象外							
行政事業レビュー推進チームの所見							
通現り状	成果実績を踏まえ、酸化エチレンの排出抑制対策について、検討を進めること。執行率は高いものの、一部契約については、落札率が低いため、予定価格算定等の見直しを行い、原因を解明するよう努めること。						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況							
現り状通	酸化エチレンについて、引き続き、排出実態の把握等を推進するとともに、平成31年度概算要求に、排出抑制対策を検討するための事業費を盛り込んだ。予定価格算定等の見直しを含め、一部契約の落札率が低い原因の解明・改善に努める。						
備考							
関連する過去のレビューシートの事業番号							
平成22年度	046	平成23年度	33	平成24年度	34	平成25年度	81
平成26年度	85	平成27年度	94	平成28年度	92		
平成29年度	環境省 (0108)						

※平成29年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)



費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロック
 ごとに最大の金
 額が支出されて
 いる者について
 記載する。費目と
 使途の双方で実
 情が分かるよう
 に記載)

A.(株)静環検査センター			B.(株)環境情報コミュニケーションズ		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
分析費	試料分析	22	人件費	有害大気汚染物質モニタリング結果データベースへの登録及び改修等	0.9
人件費	計画準備、試料採取、データ入力、報告書等	3	その他	一般管理費、消費税等	0.1
旅費	運賃、宿泊、日当、高速料金他	1			
その他	一般管理費、消費税等	3			
計		29	計		1
C.公益財団法人ひょうご環境創造協会			D.(株)エックス都市研究所		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
分析費	ダイオキシン類分析費	4	人件費	企画・打ち合わせ、実態把握及び対策の検討、検討会の運営、報告書の作成	8
旅費	運賃、宿泊、日当、高速料金他	2	業務費	諸謝金、印刷製本費、消耗品費、損料、会議費	2
人件費	計画準備、試料採取、データ入力、報告書等	1	旅費	運賃、宿泊、日当、高速料金他	1
その他	再委託費、一般管理費、消費税等	2	その他	一般管理費、消費税等	1
計		9	計		12
E.(株)島津テクノロジー			F.(株)パテントライフサイエンス		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
分析費	POPs類分析	7	人件費	調査、報告書作成等	1.5
人件費	計画準備、試料採取、データ入力、報告書等	5	その他	一般管理費、消費税等	0.5
旅費	運賃、宿泊、日当、高速料金他	2			
その他	一般管理費、消費税等	4			
計		18	計		2
G.(株)島津テクノロジー			H.新潟県		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
分析費	HCBd、六価クロム分析	7	外注費	試料分析	3.1
人件費	企画・打ち合わせ、実態把握及び対策の検討、検討会の運営、報告書の作成	8	その他	旅費、賃金等	0.1
旅費	運賃、宿泊、日当、高速料金他	2			
その他	一般管理費、消費税等	4			
計		21	計		3.2

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(株)静環検査センター	3080001016530	大気環境中の有害大気汚染物質の濃度の測定〔西ブロック〕	29	一般競争契約 (最低価格)	2	77%	-
2	東北緑化環境保全(株)	6370001011342	大気環境中の有害大気汚染物質の濃度の測定〔東ブロック〕	23	一般競争契約 (最低価格)	1	52%	-

B

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(株)環境情報コミュニケーションズ	9010401049957	有害大気汚染物質データの整備・図表作成	1	一般競争契約 (最低価格)	7	24%	-

C

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	公益財団法人ひょうご環境創造協会	8140005001658	一般環境大気中のダイオキシン類の濃度調査	9	一般競争契約 (最低価格)	3	90%	-

D

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(株)エックス都市研究所	4013301013616	非意図的生成のPOPsについて排出抑制対策を検討する業務	12	一般競争契約 (総合評価)	1	95%	-

E

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(株)島津テクノリサーチ	5130001021069	排出ガス中のPOPs類等の濃度の測定	18	一般競争契約 (最低価格)	1	96%	-

F

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(株)パテントライフサイエンス	6010401127220	有害大気汚染物質基礎情報等調査等	2	一般競争契約 (最低価格)	3	96%	-

G

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(株)島津テクノリサーチ	5130001021069	有害大気汚染物質等の測定方法の開発	21	一般競争契約 (総合評価)	1	95%	-

H

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	新潟県	5000020150002	群小発生源における有害大気汚染物質の濃度の測定を行う。	3.2	随意契約 (その他)	-	-	-
2	東京都	8000020130001	群小発生源における有害大気汚染物質の濃度の測定を行う。	2.4	随意契約 (その他)	-	-	-
3	大阪府	4000020270008	群小発生源における有害大気汚染物質の濃度の測定を行う。	2.6	随意契約 (その他)	-	-	-

国庫債務負担行為等による契約先上位10者リスト

	ブロック名	契約先	法人番号	業務概要	契約額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (契約額10億円以上)
1		-	-	-	-		-	-	



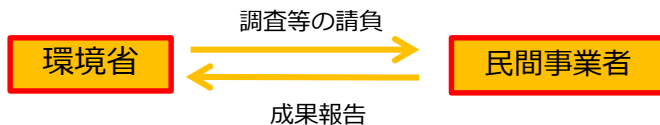
背景・目的

- 開発途上国は急激な経済成長の途上にあり、環境汚染の懸念
- 我が国は時代の要請に応じて循環産業を発展させてきており、環境保全及び資源循環において先進的な技術・システムを有する
- 本事業により、途上国の求める廃棄物処理・リサイクル・浄化槽による生活排水処理の実施を効率的に進め、世界的な環境負荷低減に貢献するとともに、環境インフラ輸出により我が国の経済を活性化

事業概要

- 政府、自治体、事業者等が相互に連携し、制度の導入支援と、廃棄物処理・リサイクル・浄化槽による生活排水処理システムの輸出をパッケージ化
- 二国間協力や多国間協力と有機的に結びつけ、戦略的に支援

事業スキーム



期待される効果

- 適正な廃棄物処理・リサイクル・浄化槽による生活排水処理システムを国際展開 → 世界規模での環境負荷低減に貢献
- 循環産業の活発な国際展開 → 我が国経済の活性化

- ・国際展開に踏み出せる事業者を対象
- ・国際展開の可能性が高い国々におけるFS等を支援



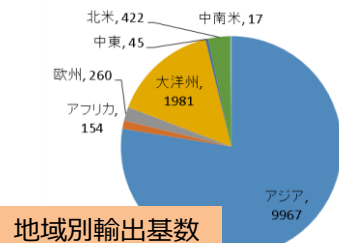
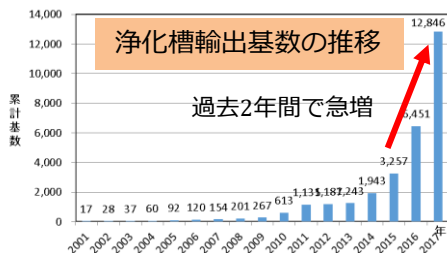
我が国循環産業海外展開支援 基盤整備事業

我が国循環産業海外展開 事業化促進事業

- (1) アジア諸国の3R・廃棄物処理・浄化槽関連情報の収集、情報提供、我が国循環産業・技術の海外発信
- (2) 国、自治体、事業者、研究者等による会合の開催、情報共有の推進
- (3) 廃棄物収集及び廃棄物由来固形燃料の国際標準化への積極対応
- (4) 集合処理・個別処理の長所を踏まえた污水処理施設普及案件形成、及び制度・維持管理体制整備

- 海外展開の具体的な計画段階にある廃棄物処理・リサイクル・浄化槽事業に対する、事業実現のための支援

 - (1) 事業実現可能性(FS)調査(新規参入枠・自治体連携も考慮)
 - (2) 情報発信・現地合同ワークショップ等で事業実施の協力関係構築
 - (3) 事業の円滑運営に向けた現地関係者の能力開発事業
 - (4) アフリカのきれいな街プラットフォームの取組促進(アフリカの廃棄物管理向上方策策定)
 - (5) ASEAN6国(タイ、マレーシア、インドネシア、フィリピン、ベトナム、ミャンマー)における取組促進(ガイドライン作成、入札情報収集など)
 - (6) 中東等における取組促進(廃棄物発電の普及戦略の策定など)



平成30年度行政事業レビューシート (環境省)

事業名	我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業（国際展開支援）			担当部局庁	環境再生・資源循環局			作成責任者		
事業開始年度	平成23年度	事業終了（予定）年度	終了予定なし	担当課室	総務課循環型社会推進室			循環型社会推進室長 小笠原 靖		
会計区分	一般会計									
根拠法令（具体的な条項も記載）	循環型社会形成推進基本法（平成十二年六月二日法律第百十号）第三十一条・・・『国際的協調のための措置』			関係する計画、通知等	循環型社会形成推進基本計画第5章『国の取組』第3節『国際的取組の推進』『海外との関係における資源循環』、3Rイニシアティブ					
主要政策・施策	-			主要経費	その他の事項経費					
事業の目的（目指す姿を簡潔に。3行程度以内）	先進的な我が国循環産業が、海外において事業展開することを支援し、世界規模で環境負荷を低減し、我が国経済の活性化につなげる。									
事業概要（5行程度以内。別添可）	海外展開の計画のある事業について、実現可能性調査、現地関係者との合同ワークショップ、研修等の支援を行う。また、海外の廃棄物処理に関する情報の収集・提供、我が国循環産業・技術の海外への情報発信を行う。これらにより、我が国循環産業の海外展開を促進する。									
実施方法	委託・請負									
予算額・執行額（単位：百万円）		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度要求				
	予算の状況	当初予算	340	270	276	302	404			
		補正予算	-	-	-	-	-			
		前年度から繰越し	-	-	-	108	-			
		翌年度へ繰越し	-	-	▲108	-	-			
		予備費等	-	-	-	-	-			
	計	340	270	168	410	404				
	執行額	330	260	160						
執行率（％）	97%	96%	95%							
当初予算＋補正予算に対する執行額の割合（％）	97%	96%	58%							
平成30・31年度予算内訳（単位：百万円）	歳出予算目	30年度当初予算	31年度要求	主な増減理由						
	環境保全調査費	302	404	廃棄物発電に関する合同ワークショップ、訪日研修の開催回数増加および浄化槽に関するセミナーの新規開催、並びに、TICAD7を見据えたアフリカのきれいな街プラットフォームの取組の促進や、アジア、中東におけるガイドライン作成、入札情報収集などの取組の促進による増。						
	計	302	404							
成果目標及び成果実績（アウトカム）	定量的な成果目標	成果指標		単位	27年度	28年度	29年度	中間目標 30年度	目標最終年度 42年度	
	実現可能性調査（実施年度の案件を含む）を支援した事業のうち、半数の国際展開を目指す。	国際展開事業数（商用運転開始、入札参加、現地法人設立、企業間MoU締結につながった事業数）の割合	成果実績	％	34	22	24	-	-	
			目標値	％	50	50	50	50	50	
			達成度	％	68	44	48	-	-	
根拠として用いた統計・データ名（出典）	環境省が実施したフォローアップ調査に基づく									
活動指標及び活動実績（アウトプット）	活動指標		単位	27年度	28年度	29年度	30年度 活動見込	31年度 活動見込		
	実現可能性調査実施数	活動実績	件	15	11	8	-	-		
		当初見込み	件	15	11	8	7	-		
単位当たりコスト	算出根拠		単位	27年度	28年度	29年度	30年度活動見込			
	百万円：執行額(X)／件：実現可能性調査実施数(Y)	単位当たりコスト	百万円/件	22	23.6	33.5	43.1			
		計算式	X/Y		330/15	260/11	268/8	302/7		

政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策								
	施策	4.廃棄物・リサイクル対策の推進							
	測定指標	定量的指標		単位	27年度	28年度	29年度	中間目標 - 年度	目標年度 42 年度
		焼却設備やリサイクル設備等の年間輸出総額(一般社団法人日本産業機械工業会のごみ処理装置の輸出額を想定)	実績値	百万円	14,216	62,292	2,533	-	-
		目標値	百万円	-	-	-	-	6,000	
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係								
	本事業において、実現可能性調査等の実施により循環産業の海外展開を促進することにより、日本全体の焼却設備やリサイクル設備等の輸出額に資することとなる。								
	改革項目	分野:	-						
	KPI (第一階層)			単位	計画開始時 - 年度	29年度	30年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度
		成果実績	-	-	-	-	-	-	-
目標値		-	-	-	-	-	-	-	
	達成度	%	-	-	-	-	-	-	
KPI (第二階層)			単位	計画開始時 - 年度	29年度	30年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度	
	成果実績	-	-	-	-	-	-	-	
	目標値	-	-	-	-	-	-	-	
	達成度	%	-	-	-	-	-	-	
本事業の成果と改革項目・KPIとの関係									

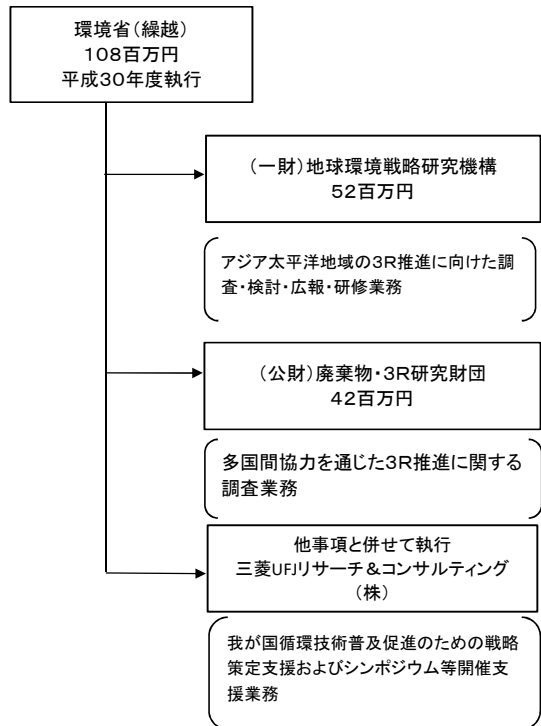
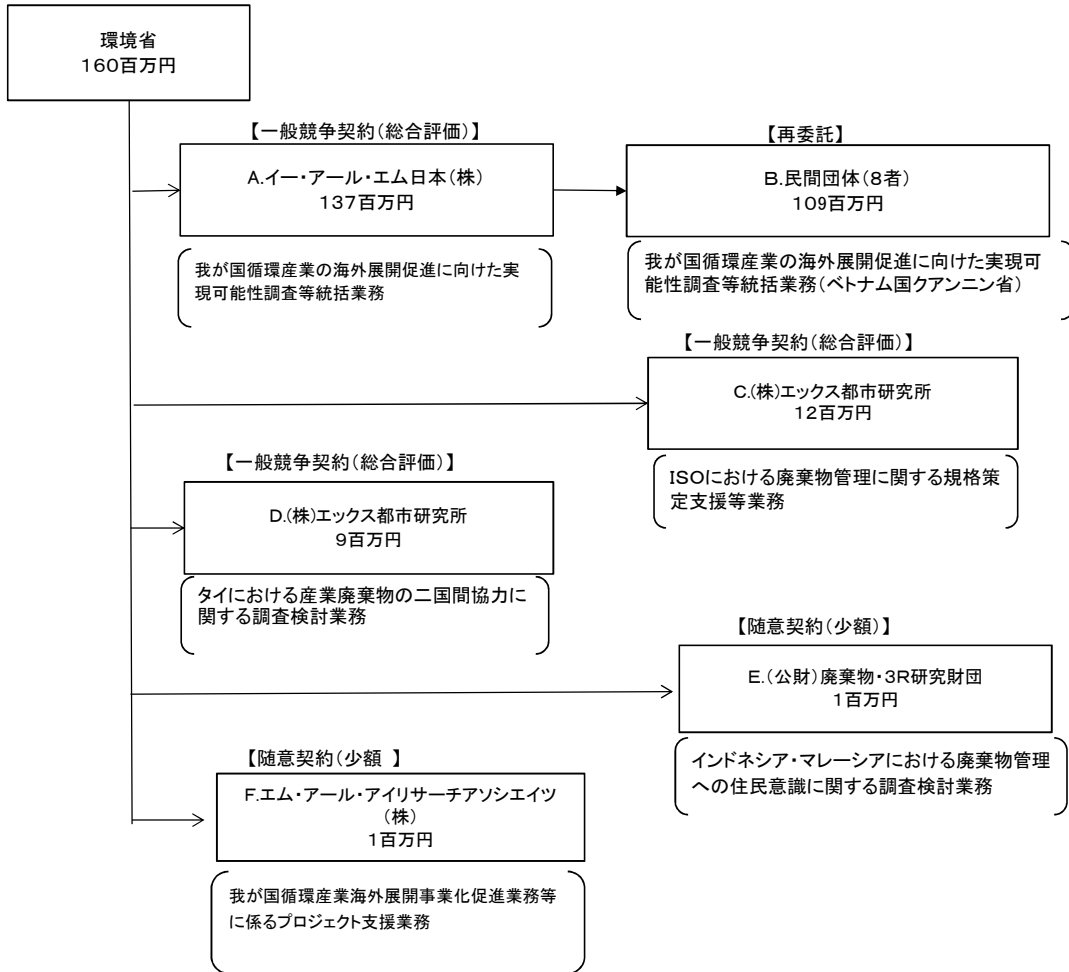
事業所管部局による点検・改善

	項目	評価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	我が国の優れたインフラ関連産業の一つである循環産業の国際展開の支援のために、政府、自治体、事業者等が相互に連携することが求められており、そのニーズに対応している。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	地方自治体、民間等に対する事業であり、それら主体と連携をしながら、廃棄物適正処理に関する二国間協力と有機的に結びつけ、我が国の経験や知見を基にした制度設計と事業展開を一体的に進める事業であるため、国が実施する必要がある。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	最先端の技術・システムを有する我が国循環産業が、深刻化する世界の廃棄物問題解消に貢献することで、我が国のリーダーシップを高めるとともに、我が国経済を活性化することができるものであり、優先度が高い施策である。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	我が国循環産業に対する海外での実現可能性調査等の支援事業については、外部有識者も交えた評価委員会を経て支出先の選定を実施した。また、支出先、再委任先からの見積書についても入手し、適当な事業内容であることを確認している。その他の業務については、一般競争入札により支出先を選定している。
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	有	また、一者応札になったものもあったが、十分な公募期間を確保していたため、競争性は十分であり、妥当な選定と考えられる。
	競争性のない随意契約となったものはないか。	有	今後とも、入札説明会を実施して、新規に入札に参加しようとする業者にも業務内容を理解いただき、公平性が保たれるよう、努める。
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-	-
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	契約時に妥当な単位当たりコストとなるよう確認している。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	○	契約時に合理的なものとなるよう確認している。
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	査定により、事業目的に照らし真に必要なコストのみ支援している。
	利用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-
繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-	
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	査定によりコスト削減を行っている。	
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	△	現時点では目標を達成していないが、事業終了後も各事業者は海外展開に取り組んでおり、今後改善を見込んでい
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	事業選定時に内容だけでなく、コストについても査定の対象としている。
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	現在まで着実に事業が実施されている。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	事業実施により得られた情報や関係は、その後の海外展開に活用されている。

関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○	環境省の事業においては、我が国の先進的な廃棄物処理・リサイクル技術により、途上国で問題となりつつある廃棄物に関する問題の改善と環境負荷低減を図る観点から、主として、廃棄物の収集、分別等を通じた適正な処理やリサイクルに関する案件を対象としている。一方、経産省の事業においては、日本企業の海外進出支援及び産業振興の観点から、主として、資源価値の高い自動車や製造工程で発生する端材(金や銅等)などから有用金属等を再資源化する案件を対象としている。以上のとおり両省の役割分担を整理しているに加え、両省の担当課同士で連携し、密に情報交換等を行っている。			
	所管府省名	事業番号	事業名				
	経済産業省	0092	質の高いインフラの海外展開に向けた事業実施可能性調査事業				
点検・改善結果	点検結果	現時点では成果目標を達成していないが、事業終了後も各事業者は海外展開に取り組んでおり、今後も発展が見込まれる。					
	改善の方向性	引き続き、効果的・効率的な事業実施に努めつつ成果目標を意識して事業を行っていく。					
外部有識者の所見							
外部有識者点検対象外							
行政事業レビュー推進チームの所見							
事業内容の一部改善の	国際展開につながる事業選定に努め、更なる海外展開を進めることにより、成果目標の達成に努めること。						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況							
改年善度を内検に	国際展開につながる事業をどのように選定するかについて引き続き検討を行うとともに、当該事業選定を行い、更なる海外展開を推進することで、成果目標の達成に努める。						
備考							
我が国循環産業の国際展開 http://www.env.go.jp/recycle/circul/venous_industry/							
関連する過去のレビューシートの事業番号							
平成22年度	-	平成23年度	104、新24-011	平成24年度	104	平成25年度	142
平成26年度	144	平成27年度	149	平成28年度	143		
平成29年度	環境省 (0155)	経済産業省 (0092)					

※平成29年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
 (資金の受け取り先が何を
 行っているかにつ
 いて補足する)
 (単位: 百万円)



費目・用途 <small>(「資金の流れ」 においてブロック ごとに最大の金額 が支出されて いる者について 記載する。費目と 用途の双方で実 情が分かるよう に記載)</small>	A.イー・アール・エム日本(株)			B.日化メンテナンス(株)		
	費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
	事業費	実現可能性調査の統括管理、情報整理・発信、現地調査や戦略検討、ワークショップ開催等	127.7	人件費	人件費	1
	その他	消費税	10.2	旅費	外国旅費	5
				借料及び損料	会議費借り上げ	1
				雑役務費	通訳等	2
				再委託費	浄化槽輸送費等	9
				その他	印刷製本費、一般管理費、消費税等	7
	計		137.9	計		25
		C.(株)エックス都市研究所			D.(株)エックス都市研究所	
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)	
旅費	国内旅費、外国旅費(研究員、招聘者等)	4.6	人件費	計画検討、調査等	3.5	
人件費	研究員等	6.8	旅費	旅費、招聘旅費等	3.3	
借料及び損料	ワークショップ会場借料	0.1	会議費	賃借料(会場)等	0.5	
印刷製本費	報告書等	0.1	謝金	現地調査派遣、専門家依頼等	0.9	
雑役務費	翻訳等	0.3	印刷製本費	資料、報告書等	0.1	
その他	一般管理費、消費税等	0.9	その他	消費税	0.7	
計		12.8	計		9	
	E.公益財団法人 廃棄物・3R研究財団			F. エム・アール・アイリサーチアソシエイツ(株)		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)	
-	百万未満のため省略	1	-	百万未満のため省略	1	
計		1	計		1	
費目・用途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載				チェック		

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	イー・アール・エム日本(株)	2020001036304	我が国循環産業の海外展開促進に向けた実現可能性調査等統括業務	137	一般競争契約 (総合評価)	3	95.4%	-

B

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	日化メンテナンス(株)	4010001027005	我が国循環産業の海外展開促進に向けた実現可能性調査等統括業務(ベトナム国クアンニン省)	25	随意契約 (公募)	-	--	
2	(株)日立物流	0010601022399	我が国循環産業の海外展開促進に向けた実現可能性調査等統括業務(ベトナム)	25	随意契約 (公募)	-	--	
3	JFE環境(株)	8020001016738	我が国循環産業の海外展開促進に向けた実現可能性調査等統括業務(サウジアラビア王国)	23	随意契約 (公募)	-	--	
4	東邦亜鉛(株)	9010001034863	我が国循環産業の海外展開促進に向けた実現可能性調査等統括業務(中国)	10	随意契約 (公募)	-	--	
5	JFEエンジニアリング(株)	8010001008843	我が国循環産業の海外展開促進に向けた実現可能性調査等統括業務	8	随意契約 (公募)	-	--	
6	DOWAエコシステム株式会社	5010001099183	我が国循環産業の海外展開促進に向けた実現可能性調査等統括業務	8	随意契約 (公募)	-	--	
7	(株)長大	5010001050435	我が国循環産業の海外展開促進に向けた実現可能性調査等統括業務	5	随意契約 (公募)	-	--	
8	バイオエナジー(株)	5010001083831	我が国循環産業の海外展開促進に向けた実現可能性調査等統括業務	5	随意契約 (公募)	-	--	

C

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(株)エックス都市研究所	4013301013616	ISOにおける廃棄物管理に関する規格策定支援等業務	12	一般競争契約 (総合評価)	1	95.7%	-

D

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(株)エックス都市研究所	4013301013616	タイにおける産業廃棄物の二国間協力に関する調査検討業務	9	一般競争契約 (総合評価)	3	89.1%	-

E

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	公益財団法人 廃棄物・3R研究財団	9010605002464	インドネシア・マレーシアにおける廃棄物管理への住民意識に関する調査検討業務	1	随意契約 (少額)	-	--	

F

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	エム・アール・アイリサーチアソシエイツ(株)	7010001012532	我が国循環産業海外展開事業化促進業務等に係るプロジェクト支援業務	1	随意契約 (少額)	-	--	

背景・目的

海外から人為的に持ち込まれ、生態系、農林水産業、人の生命・身体に対して大きな脅威をもたらす侵略的外来生物が、大きな社会問題となっている。生物多様性条約第10回締約国会議で決議された「愛知目標」では、2020年までに「侵略的外来種とその定着経路を特定し、優先度の高い種を制御すること」等が掲げられており、外来生物による被害防止のため、本事業において法律の改正の検討や、総合戦略計画の策定、特定外来生物の新規指定による規制等を推進してきた。また、一般家庭で広く飼育がなされている生物や、在来種と交雑し外来生物かどうかの判定が困難となる生物等、既存の枠組みでは対応が難しい対策困難外来種への対応や、非意図的に侵入して問題を引き起こす外来生物等、諸課題への対応も必要となっている。

本業務では、外来生物について**生息状況や影響等の把握、科学者等による専門的な防除手法の確立、交雑種の判定手法の確立等化学的な情報の整理を目的としている。加えて、外来生物法第5条等に基づく飼養等の許可にかかる許可申請事務等に際してデータベースによる管理等が必須であることから、当該データベースの管理等を行うものである。**

事業概要

- ① 特定外来生物の追加指定の検討
- ② 外来生物の侵入状況等調査及びモニタリング、緊急防除
- ③ 外部からの外来生物の同定依頼の対応
- ④ ヒアリ等非意図的に侵入する侵略的外来生物に関する情報収集（国内外）及び整理、対策手法検討
- ⑤ アカミミガメ等対策が困難な外来種の対応検討
- ⑥ 正確な情報の発信及び外来種問題の認知度向上のための普及啓発
- ⑦ 法第5条等に基づく許可申請等に係る省内専用の「外来生物飼養等情報データベースシステム」の改修・保守点検・運用

イメージ

交雑種の判別方法及び取扱い方法の検討

対策困難外来種の生息状況・生態系影響評価

迅速・正確な許認可申請手続きへの対応



許認可申請対応



特定外来生物の指定

期待される効果

侵略的外来種に対する
効果的・効率的な法規制

我が国の生物多様性保全
愛知目標の達成

平成30年度行政事業レビューシート (環境省)

事業名	外来生物対策費			担当部局庁	自然環境局	作成責任者			
事業開始年度	平成16年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	野生生物課外来生物対策室	室長 北橋 義明			
会計区分	一般会計								
根拠法令(具体的な条項も記載)	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第2条、第5条、第22条、第27条及び第28条			関係する計画、通知等	生物多様性国家戦略2012-2020(H24.9.28閣議決定)				
主要政策・施策	-			主要経費	その他の事項経費				
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	侵略的外来種の意図的・非意図的な導入を防止するため、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(以下、外来生物法という。)の実効性を確保し、侵略的外来生物による我が国の生態系等に係る被害を低減するため、適切な水際対策の実施や、各主体による効果的・効率的な防除を推進する。								
事業概要(5行程度以内。別添可)	①今後の外来生物対策のための国の行動計画・外来種リストの策定、非意図的導入対策の検討のための現状把握等、②特定外来生物の追加指定の検討、③外来生物法関連業務に必要な省内専用の「外来生物飼養等情報データベースシステム」の改修・保守点検・運用、④外来種問題の認知度向上のためのリーフレット等の作成、⑤特定外来生物全般に係る侵入・生態及び流通実態の調査・整理(水際における定点モニタリング調査等を含む)、⑥外来生物法の改正に伴う輸出品等の消毒基準の検討、⑦アカミガメの対策検討⑧外部からの外来生物の同定依頼の対応								
実施方法	委託・請負								
予算額・執行額(単位:百万円)	予算の状況	当初予算	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度要求		
		補正予算	60	91	94	223	208		
		前年度から繰越し	-	-	116	-	-		
		翌年度へ繰越し	-	-	60	60	-		
		予備費等	-	-	-	-	-		
		計	60	91	270	283	208		
	執行額	69	84	256	-	-			
	執行率(%)	115%	92%	95%	-	-			
当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%)	115%	92%	122%	-	-				
平成30・31年度予算内訳(単位:百万円)	歳出予算目	30年度当初予算	31年度要求	主な増減理由					
	環境保全調査費	222.2	207.3	ヒアリにかかる港湾における調査については平成30年度までは自然環境局の外来生物対策費で執行していたが、効率的かつ実効的な事業とするため、地方予算として要求を振り替えているため、減額要求している。一方で、外来生物対策費において、内陸における物流拠点等の侵入リスクの高いエリアでの調査を実施するため、一部増額要求している。合計して、平成30年度より減額した要求内容となっている。					
	諸謝金	0.4	0.4						
	委員等旅費	0.4	0.3						
	計	223	208						
成果目標及び成果実績(アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	27年度	28年度	29年度	中間目標29年度	目標最終年度	
	我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種の被害を防止するための規制を講じていく	侵略性があると評価している国外由来の外来種のうち、特定外来生物に指定した種類数	成果実績	種類数	95	115	146	-	-
			目標値	国外由来の侵略的外来種の種類数	399	399	399	399	-
			達成度	%	23.8	28.8	36.6	-	-
根拠として用いた統計・データ名(出典)	「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」								
成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載						チェック			

活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	27年度	28年度	29年度	30年度 活動見込	31年度 活動見込	
	活動実績	当初見込み							
外来生物の同定件数: 港湾や野外で発見された特定外来生物と疑われた生物等について、外部からの問合せに応じて専門家に依頼し、同定を行った件数。	活動実績	同定件数		36	26	29	-	-	
	当初見込み	同定件数		50	50	50	50	50	
単位当たりコスト	算出根拠		単位	27年度	28年度	29年度	30年度活動見込		
	「本事業に関わる経費」/「特定外来生物種類数」	単位当たりコスト					万円	61.9	37.1
		計算式	百万円/種類数		69/95	49/115	170/132	195/148	
政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策	-							
	施策	5. 生物多様性の保全と自然との共生の推進							
	測定指標	定量的指標		単位	27年度	28年度	29年度	中間目標	目標年度
								-	年度
				実績値	-	-	-	-	-
				目標値	-	-	-	-	-
		定性的指標	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)				
		侵略的外来種の状況	侵略的外来種とその定着経路が特定され、優先順位付けられ、優先度の高い種が制御され又は根絶される。	-	<p>外来種の情報収集を行い、対策の優先度の高い外来生物を明らかにすることで、外来生物による生態系への被害の防止を図る。また、外来種の侵入経路の把握に努め、より効率的な対策を進める。</p> <p>施策の進捗状況(実績)</p> <p>外来生物法に基づき生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来生物を特定外来生物に指定し飼養等を規制している。「外来種被害防止行動計画」及び「生態系被害防止外来種リスト」を公表し、対策の優先度の高い外来生物を明らかにするとともに被害防止に向けた基本指針を示している。</p>				
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係								
	侵略的な外来生物による生態系への被害を低減することで、我が国の生物多様性の保全に資する。								
改革項目	分野:	-	-						
(第一階層) KPI	KPI (第一階層)		単位	計画開始時	29年度	30年度	中間目標	目標最終年度	
				-			年度	-	年度
			成果実績	-	-	-	-	-	
		目標値	-	-	-	-	-		
		達成度	%	-	-	-	-		
(第二階層) KPI	KPI (第二階層)		単位	計画開始時	29年度	30年度	中間目標	目標最終年度	
				-			年度	-	年度
			成果実績	-	-	-	-	-	
		目標値	-	-	-	-	-		
		達成度	%	-	-	-	-		
本事業の成果と改革項目・KPIとの関係									
-									

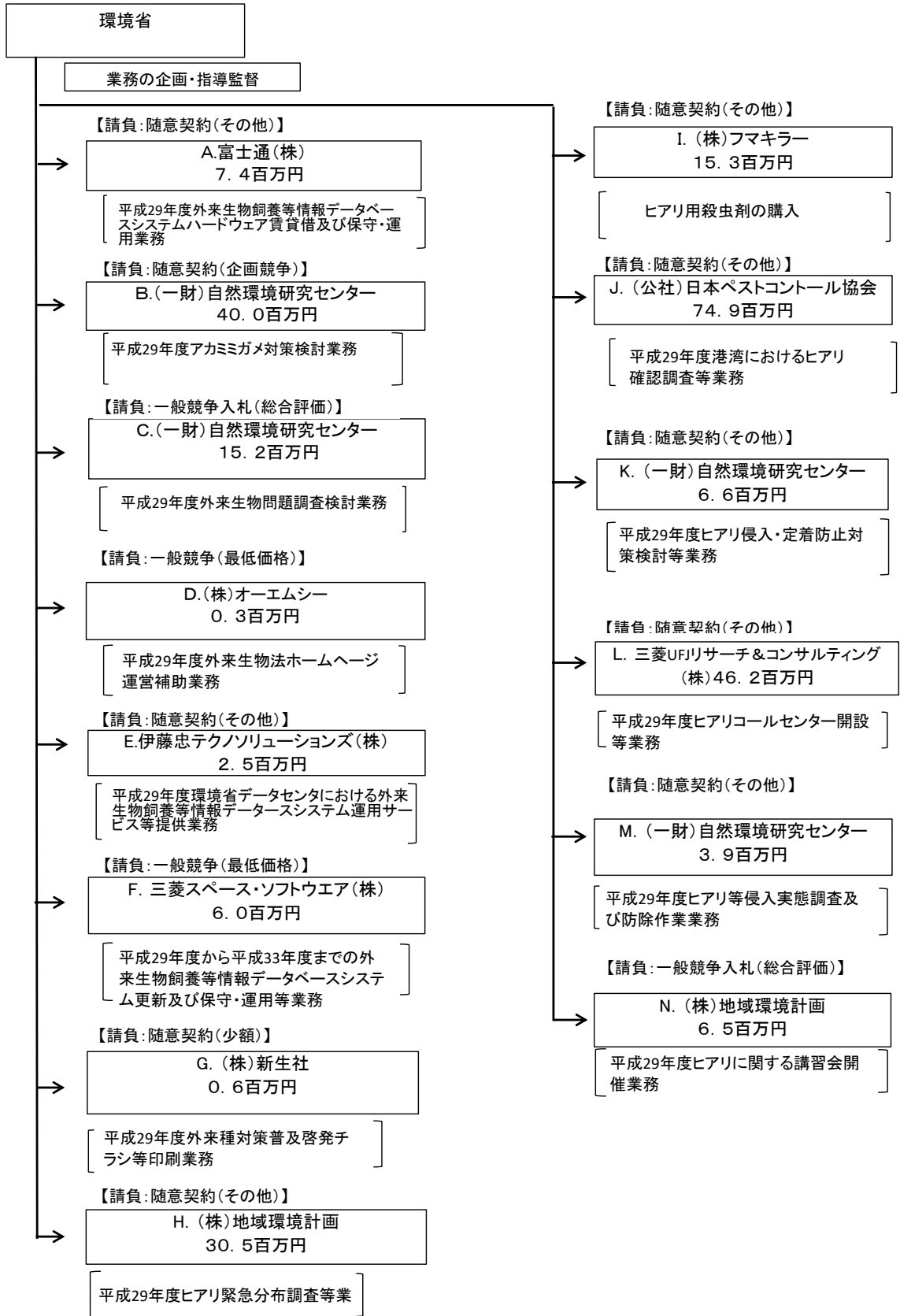
事業所管部局による点検・改善

	項目	評価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	特定外来生物は生態系、人の生命身体、農林水産業など国民の生活に関わる分野に大きな被害をもたらしていることから、国民のニーズは高い。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	外来生物法の適切な施行のために必要な事業であり、地方自治体・民間等に委ねることは困難である。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	特定外来生物による生態系等への被害を防止するためには、被害を及ぼしている外来生物に対する行為規制を行う必要がある。外来生物対策は、平成24年に閣議決定された生物多様性国家戦略2012-2020においても、我が国の生物多様性を保全する上で必要な取組として整理されており、事業実施の優先度は高い。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	「平成29年度から平成33年度までの外来生物飼養等情報データベースシステム更新及び保守・運用等業務」の契約にあたっては競争性のある方法により業者の選定を行った。その他の契約についても競争性のある方法により業者を選定している。 また、外来生物問題に関する専門性を要することから、一社応札となった事業もあるが、入札公告期間を長めに設定するなど、競争性の確保に努める。
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	有	
	競争性のない随意契約となったものはないか。	有	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	受益者ニーズが高く、負担関係は妥当である。
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	可能な限り競争性のある契約方法を採用しており、単位当たりコストは妥当な水準で推移している。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	実施方法等を協議しつつ進めており、業務が適切かつ効率的に執行され、真に必要な予算の執行となるよう確認して
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	
繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-		
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	国の行動計画及び外来種リストにより、対策の優先度を明確にした上で、必要な事業を実施することで、効率的な実施に努めている。	
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	侵略性のある外来種の規制種数は上がってきており、今後、侵略的外来種を規制するという成果目標に見合ったものとなっている。
	事業実施にあたって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	事業実施にあたっては、効率化を図るため、常に最新の情報を収集し低コストの実施に努めている。また、外来生物の同定依頼への対応などは協力関係にある生物の専門家等に依頼することの検討などをしており、常に事業の低コスト化を図れるよう努めている。
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	指標の低下は見られるものの、十分な活動を実施できている。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	業務において開催された検討会等の資料や議事録、業務報告や調査報告書等は、原則として環境省ウェブページに掲載し、公開することとしており、誰でもこれらの成果を活用できるようになっている。 収集した情報をもとに、外来生物法の改正に伴う消毒基準告示の策定や特定外来生物の追加指定の手続(政省令の改正等)、現場での外来種対策を推進するための外来種全般の防除マニュアルの作成を進めている。

関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-				
	所管府省名	事業番号	事業名				
点検・改善結果	点検結果	<p>侵略的外来種による生態系、農林水産業、人の生命及び身体への被害が深刻化する中、各主体による効果的・効率的な外来種対策を推進する必要性は高まっている。外来種対策を牽引するため、外来生物法に基づく特定外来生物の規制、対策を実施すべき外来種の洗い出し、優先度の明確化、対策手法等についての整理などを実施することで、より効果的・効率的な事業を実施する必要がある。</p>					
	改善の方向性	<p>規制対象となる特定外来生物の指定や調査等を引き続き実施するほか、改正外来生物法の施行後は特に新たに盛り込まれた規制内容について、効果的な法律の執行体制の確保・運用を図る必要がある。さらに、限られた予算・人員の中で、外来種対策を効果的・計画的に進めていくためには、「外来種被害防止行動計画」及び「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」等を通じ、各主体の役割分担を明確化して、各主体との連携を図る必要がある。従って、業務自体を縮小・廃止することはできないものの、引き続き極力競争性のある契約を実施すると共に、事業の進捗状況を随時把握する。さらに、得られた知見を自治体等各主体における対策に活用されるよう、積極的な情報共有を行うなど、業務の費用対効果の向上に努めるものとする。</p>					
外部有識者の所見							
外部有識者点検対象外							
行政事業レビュー推進チームの所見							
現状通り	<p>侵略的外来種の意図的・非意図的な導入を防止、防除を推進するため、事業の必要性等を検討した上で、効果的かつ効率的に着実な実施を図ること。得られた知見が有効に活用されるよう努めること。また、調達手法の改善（一者応札の抑制の取組等）を図ること。</p>						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況							
現状通り	<p>引き続き、侵略的外来種の意図的・非意図的な導入を防止、防除を推進するため、事業の必要性等を検討した上で、効果的かつ効率的に着実な実施を図るとともに、得られた知見が有効に活用されるよう努める。また、入札公告期間を長めに設定することで競争性の確保に努めるなど、調達手法の改善を図る。</p>						
備考							
関連する過去のレビューシートの事業番号							
平成22年度	192	平成23年度	183	平成24年度	192	平成25年度	230
平成26年度	226	平成27年度	225	平成28年度	212		
平成29年度	環境省 (0229)						

※平成29年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)



A.富士通(株)			B.(一財)自然環境研究センター		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
賃貸借	サーバ機器等リース(H29.4~H30.3)	0.3	人件費	現地調査、ヒアリング、とりまとめ等	20
保守	機器等・アプリケーション保守(H29.4~H30.3)	7.1	旅費	職員旅費、委員旅費等	7.2
			謝金	委員、ヒアリング謝金	0.4
			賃金	現地調査補助、資料整理等	1.6
			借料及び損料	レンタカー等	1.4
			消耗品費	調査機材等	1.5
			印刷製本費	報告書	0.2
			一般管理費	15%以内	4.8
			消費税	8%	2.9
計		7.4	計		40
C.(一財)自然環境研究センター			D.(株)オーエムシー		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
人件費	現地調査、ヒアリング、とりまとめ等	9.6			
旅費	職員旅費、専門家旅費等	1.3			
謝金	同定、ヒアリング謝金	0.3			
賃金	資料整理等	0.3			
借料及び損料	レンタカー等	0.1			
通信運搬費	送料	0.1			
印刷製本費	報告書、パンフレット	0.6			
一般管理費	15%以内	1.8			
消費税	8%	1.1			
計		15.2	計		0
E.伊藤忠テクノソリューションズ(株)			F.三菱スペース・ソフトウェア(株)		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
人件費	事前調査、照会応答、基盤環境設定等	0.7	人件費	移行作業	6
その他	運用業務代行サービス	1.7			
計		2.5	計		6
G.(株)新生社			H.(株)地域環境計画		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
印刷製本費	パンフレット	0.6	人件費	準備、現地調査、情報提供、データ整理等	9.8
			旅費	現地調査旅費	2
			賃金	データ整理等	1
			借料及び損料	レンタカー代、自動車・使用機材損料	0.5
			消耗品費	調査機材一式	0.4
			印刷製本費	報告書等	0.2
			その他	一般管理費、消費税	16.6
計		0.6	計		30.5

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロック
 ごとに最大の金額
 が支出されて
 いる者について
 記載する。費目と
 使途の双方で実
 情が分かるよう
 に記載)

費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載

チェック

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	富士通(株)	1020001071491	平成29年度外来生物飼養等情報データベースシステムハードウェア賃貸及び保守・運用業務	7.4	随意契約 (その他)	-	95.9%	-

B

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(一財)自然環境研究センター	6010505001148	平成29年度アカミガメ対策検討業務	40	随意契約 (企画競争)	1	100%	-

C

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(一財)自然環境研究センター	6010505001148	平成29年度外来生物問題調査検討業務	15.2	一般競争契約 (総合評価)	1	95.8%	-

D

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(株)オーエムシー	8180005007750	平成29年度外来生物法ホームページ運営補助業務	0.3	一般競争契約 (最低価格)	11	16.6%	-

E

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	伊藤忠テクノロジーソリューションズ(株)	2010001010788	平成29年度環境省アライアンスセンターにおける外来生物飼養等情報データベースシステム運用サービス等提供業務	2.5	随意契約 (その他)	-	97.7%	-

G

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(株)新生社	4010001018292	平成29年度外来種対策普及啓発チラシ等印刷業務	0.6	随意契約 (少額)	-	-	-

H

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(株)地域環境計画	6010901007401	平成29年度ヒアリ緊急分布調査業務	30.5	随意契約 (その他)	-	98.4%	-
支出先上位10者リスト欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙3】に記載							チェック	<input checked="" type="checkbox"/>

国庫債務負担行為等による契約先上位10者リスト

	ブロック名	契約先	法人番号	業務概要	契約額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (契約額10億円以上)
1	F	三菱スペース・ソフトウェア(株)	9010401028746	平成29年度から平成33年度までの外来生物飼養等情報データベースシステム更新及び保守・運用等業務	6	一般競争契約 (最低価格)	2	97.7%	-

I.(株)フマキラー			J.(公社)日本ペストコントロール協会		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
	事業者から情報提供待ち			事業者から情報提供待ち	
計		0	計		0
K.(一財)自然環境研究センター			L.三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
人件費	現地調査、ヒアリング、とりまとめ等	3.8	人件費	人件費	24.4
旅費	職員旅費、委員旅費等	0.8	諸謝金	専門家に対する謝金等	0.2
謝金	委員謝金	0.2	旅費	交通費、出張旅費等	0.2
雑役務費	翻訳、標本作製等	0.6	消耗品費・その他	郵送料等	0.3
印刷製本費製本費	報告書	0	作業委託費	コールセンター窓口の運営委託費	15.5
一般管理費	15%以内	0.8	その他	一般管理費・消費税	5.9
消費税	8%	0.4			
計		6.6	計		46.5
M.(一財)自然環境研究センター			N.(株)地域環境計画		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
人件費	専門家会合、ヒアリング、情報収集等	2.4	人件費	講習会準備、実施	3.2
旅費	職員旅費、委員旅費等	0.7	旅費	講師、事務局旅費等	1
消耗品費	殺虫剤等	0.1	諸謝金	講師謝金	0.2
印刷製本費製本費	報告書	0.1	借料及び損料	会場使用料、自動車・使用機材損料等	0.6
一般管理費	15%以内	0.4	消耗品費	使用機材一式	0.2
消費税	8%	0.2	印刷製本費	講習会資料、報告書	0.4
			その他	一般管理費、消費税	0.9
計		3.9	計		6.5

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロック
 ごとに最大の金
 額が支出されて
 いる者について
 記載する。費目と
 使途の双方で実
 情が分かるよう
 に記載)

I

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(株)フマキラー	4010001008797	ヒアリ用殺虫剤の購入	15.3	随意契約 (その他)	-	-	

J

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(公社)日本ペストコントロール協会	9010005004433	平成29年度港湾におけるヒアリ確認調査等業務	74.9	随意契約 (その他)	-	99.6%	

K

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(一財)自然環境研究センター	6010505001148	平成29年度ヒアリ侵入・定着防止対策検討等業務	6.6	随意契約 (その他)	-	99.5%	

L

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)	3010401011971	平成29年度ヒアリコールセンター開設等業務	46.2	随意契約 (その他)	-	96.3%	

M

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(一財)自然環境研究センター	6010505001148	平成29年度ヒアリ等侵入実態調査及び防除作業	3.9	随意契約 (その他)	-	89.1%	

N

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(株)地域環境計画	6010901007401	平成29年度ヒアリに関する講習会開催業務	6.5	一般競争契約 (総合評価)	2	42.7%	



背景・目的

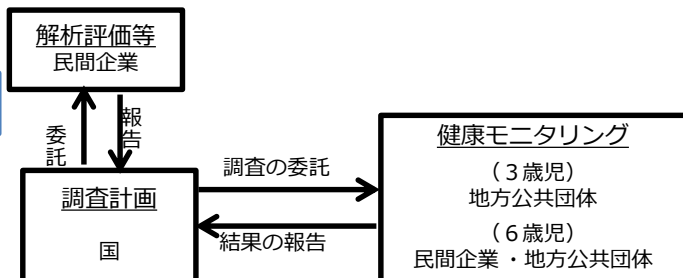
環境保健サーベイランス調査は、昭和62年の公害健康被害補償法改正（第一種地域指定解除）に伴い、地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を定期的・継続的に観察し、必要に応じて所要の措置を講ずるために、平成8年度から毎年度実施している。

事業概要

地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を定期的・継続的に観察する。また、近年の大気汚染の状況や局地的大気汚染に関する科学的知見等を考慮して本調査の改善を行い、大気汚染と健康状態の観察の更なる充実を図る。

事業目的・概要等

事業スキーム



期待される効果

地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を定期的・継続的に観察することで、必要に応じて所要の措置を早期に講ずることができる。また、局地的大気汚染の考慮及び大気汚染指標としてPM2.5等を追加することで、本調査によるより効果的な監視体制の充実を図ることができる。

課題

幹線道路沿道における自動車排ガスへの曝露による健康影響を注視する必要

現在のサーベイランス調査

健康モニタリング
毎年 3歳児 各9万人程度 × 環境モニタリング
6歳児 を対象 大気汚染常時監視データ
(NO₂・NO_x・SO₂・SPM)

ぜん息有症率等と大気汚染の関連を解析評価

イメージ

課題

PM2.5の越境汚染等による健康影響の懸念

【サーベイランス調査充実のための検討】

- ◆ そらプロジェクト(局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査)の知見を活用し、局地的大気汚染を考慮した濃度推計モデルを検討
- ◆ PM2.5等の評価も追加するため推計濃度の算出方法等を検討

地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係の定期的・継続的な監視体制の充実



検討の一部成果 光化学オキシダントを調査に導入 (H30) 予定

平成30年度行政事業レビューシート (環境省)

事業名	環境保健サーベイランス調査費 (健康影響等調査)			担当部局庁	環境保健部	作成責任者			
事業開始年度	平成8年度	事業終了 (予定)年度	終了予定なし	担当課室	環境保健企画管理課保健業務室	室長 野村 由美子			
会計区分	一般会計								
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	公害健康被害の補償等に関する法律 昭和62年9月国会附帯決議、平成30年3月国会附帯決議等			関係する 計画、通知等	昭和61年10月30日付け中央公害対策審議会答申 「公害健康被害補償法第1種地域のあり方等について」				
主要政策・施策	-			主要経費	その他の事項経費				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を毎年、継続的に観察し、何らかの傾向が認められる場合には、その原因を考察し、大気汚染との関係が認められる際には、必要な措置を講ずる。また、局地的大気汚染を考慮するための大気汚染濃度推計モデルの構築及びPM2.5の背景濃度の推計等を行いその適用の可能性を検討する。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	3歳児及び6歳児を対象とした健康調査を実施し、対象者別背景濃度の推計をした上で3歳児及び6歳児の健康調査で得られたデータと組み合わせて集計・解析し大気汚染と健康影響の関連を評価する。また、大気汚染濃度推計モデルの構築及びPM2.5を本調査へ追加することの検討を行う。								
実施方法	直接実施、委託・請負								
予算額・ 執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	当初予算	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度要求		
		補正予算	176	192	187	178	176		
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-		
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-		
		予備費等	-	-	-	-	-		
		計	176	192	187	178	176		
	執行額	159	177	170					
	執行率(%)	90%	92%	91%					
当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%)	90%	92%	91%						
平成30・31年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	30年度当初予算	31年度要求	主な増減理由					
	環境保全調査等委託費	107	103	統合解析に係るシステム改修が平成30年度に目処がつき、平成31年度要求ではその分減額。					
	環境保全調査等地方公共団体委託費	70	72						
	諸謝金	0.6	0.6						
	委員等旅費	0.6	0.6						
	計	178	176						
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	27年度	28年度	29年度	中間目標 31年度	目標最終年度
	環境保健サーベイランス調査結果について、評価を行い環境保健行政の推進に資する。	本調査結果を活用している自治体の数	成果実績	自治体	38	38	平成30年度に集計	-	-
			目標値	自治体	38	38	38	38	-
			達成度	%	100	100	-	-	-
根拠として用いた統計・データ名 (出典)	大気汚染に係る環境保健サーベイランス調査報告(環境省)								
成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載							チェック		

活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	27年度	28年度	29年度	30年度 活動見込	31年度 活動見込
	3歳児を対象とした調査対象者の同意率	活動実績	%	84.1	85.2	平成30年度に集計	-	-
		当初見込み	%	75	75	75	75	75
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	27年度	28年度	29年度	30年度 活動見込	31年度 活動見込
	6歳児を対象とした調査対象者の同意率	活動実績	%	85.1	86.8	平成30年度に集計	-	-
		当初見込み	%	75	75	75	75	75
単位当たりコスト	算出根拠		単位	27年度	28年度	29年度	30年度活動見込	
	X/Y X=健康モニタリング及び入力業務に係る執行額(百万円) Y=同意者数(人)	単位当たりコスト	円	948.2	992.8	平成30年度に集計	平成31年度に集計	
		計算式	百万円/人	134.7/142,054	141.3/142,318	-	-	

政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策	-									
	施策	7.環境保健対策の推進									
	測定指標	定量的指標		単位	27年度	28年度	29年度	中間目標 - 年度	目標年度 - 年度		
		環境保健施策基礎調査の着実な実施(調査対象者数及び調査対象者の同意率(3歳児調査))	実績値	%	84.1	85.2	平成30年度に集計	-	-		
			目標値	%	75	75	75	-	-		
		定量的指標		単位	27年度	28年度	29年度	中間目標 - 年度	目標年度 - 年度		
		環境保健施策基礎調査の着実な実施(調査対象者数及び調査対象者の同意率(6歳児調査))	実績値	%	85.1	86.8	平成30年度に集計	-	-		
			目標値	%	75	75	75	-	-		
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係										
	当該調査を確実に実施し、地域人口集団の健康状態と大気汚染の関係について観察し、必要に応じて所要の措置を早期に講ずることにより、被害の未然防止に資する。										
改革項目	分野:	-									
(第一階層) KPI	KPI (第一階層)		単位	計画開始時 - 年度	29年度	30年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度			
	-	成果実績	-	-	-	-	-	-			
		目標値	-	-	-	-	-	-			
		達成度	%	-	-	-	-	-			
	(第一階層) KPI	KPI (第一階層)		単位	計画開始時 - 年度	29年度	30年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度		
		-	成果実績	-	-	-	-	-	-		
目標値			-	-	-	-	-	-			
達成度	%		-	-	-	-	-				
本事業の成果と改革項目・KPIとの関係											
-											

事業所管部局による点検・改善

	項目	評価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	過去に引き起こされた大気汚染による甚大な被害を繰り返さないために、国会附帯決議において長期監視の目的を担うサーベイランスシステムの構築と実施を求められたものである。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	過去に引き起こされた大気汚染による甚大な被害を繰り返さないために、国会附帯決議において長期監視の目的を担うサーベイランスシステムの構築と実施を求められたものであり、地方自治体や民間等に委ねることによる効果は期待できず、国において網羅的に安定的に実施すべき事業である。	
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	過去に引き起こされた大気汚染による甚大な被害を繰り返さないために、国会附帯決議において長期監視の目的を担うサーベイランスシステムの構築と実施を求められたものであり、毎年継続して実施することが必要な事業である。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	一般競争入札を行うことが可能な業務は入札を行うことにより競争性を確保している。一者入札となったことについては入札公告期間を延長するなどの対策を行う。なお、随意契約を行っているものは、当該事業者において、個人情報等を管理することを前提に同意を取得したデータを用いているため、調査協力者との信頼関係を確保する必要があるため当該事業者以外が実施する事が困難である。	
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	有		
	競争性のない随意契約となったものはないか。	有		
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-		
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	地方公共団体の協力を得て調査を低コストで行うとともに、一般競争入札を行うことが可能な業務は入札を行って再委託については必要最小限のものについて、事前に審査した上で合理的なものに限っている。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	○		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	事業に要するもの以外の費目・使途はない。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-		
繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-			
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	地方公共団体の協力を得て調査を低コストで行うとともに、一般競争入札を行うことが可能な業務は入札を行うことにより競争性を確保している。		
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	わが国において、大気汚染と健康影響を監視する類似システムはなく、本調査結果は大気汚染と健康影響との関連性を把握する基礎資料として、公害認定患者など大気汚染に関心のある方とのリスクコミュニケーション上必須なものとなっている。	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	地方公共団体の協力を得て10万人超のアンケートを行うことにより調査を低コストで行っている。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	見込みにあったものとなり、本調査の信頼性を担保するものとなっている。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	実施された調査結果をもとに、大気汚染状況と健康影響の関連性に変化が生じていないかの見極めに活用するとともに、年度ごとに報告書にまとめ、図書館へ登録し、自治体等に周知している。	
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-		
	所管府省名	事業番号		事業名
点検・改善結果	点検結果	本事業は、昭和62年の公害健康被害補償法改正の際の附帯決議に基づき実施している事業であり、地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を毎年、継続的に観察する事業目的に沿って予算を適切に執行し、毎年調査結果をとりまとめ成果を出している。		
	改善の方向性	地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を毎年、継続的に観察するため、信頼性の高い調査を継続して行う。		

外部有識者の所見

外部有識者点検対象外

行政事業レビュー推進チームの所見

現
状
通
り

3歳児、6歳児の健康調査を着実に実施するため、引き続き、事業の効率性を検討の上、より一層の効率的及び効果的な予算執行に努めること。

所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

現
状
通
り

3歳児、6歳児の健康調査を着実に実施するため、引き続き、事業の効率性を検討の上、より一層の効率的及び効果的な予算執行に努めている。

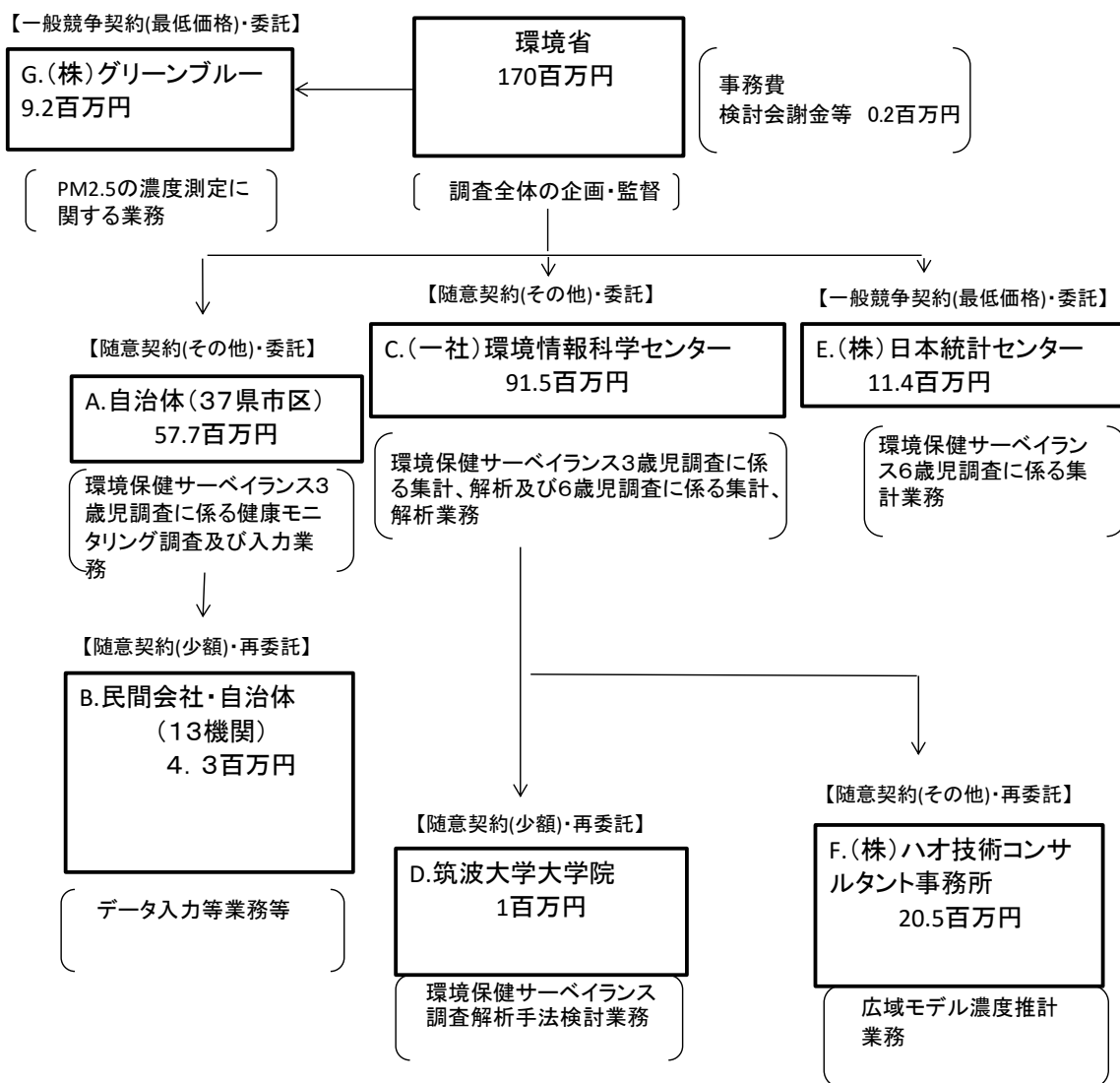
備考

環境保健サーベイランス調査結果公表ページ
<http://www.env.go.jp/chemi/survey/index.html>

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	215	平成23年度	215	平成24年度	224	平成25年度	265
平成26年度	262	平成27年度	256	平成28年度	241		
平成29年度	0257						

※平成29年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取
り先が何を行っ
ているかについ
て補足する)
(単位:百万円)

A.尼崎市			B.(株)オートリ		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
賃金	調査業務に係る非常勤嘱託職員報酬	2	役務費	名簿作成、調査票発送等事前準備、調査票回収、円券、集計表作成等事後作業	1
需用費	事務用品等の消耗品費及び調査票等の印刷製本費	0.8			
諸謝金	調査協力者への謝礼品	0.7			
役務費	調査票及び意向調査等の郵送費	0.3			
旅費	自治体連絡会議旅費	0.1			
計		3.9	計		1
C.(一社)環境情報科学センター			D.筑波大学大学院		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
人件費	環境保健サーベイランス3歳児調査に係る集計、解析及び6歳児調査に係る集計、解析業務	37.7	雑役務費	環境保健サーベイランス解析手法に関する研究	1
外注費	環境保健サーベイランス調査解析手法	20			
賃金	データ入力等	9.1			
一般管理費	人件費+業務費の15%以内	8			
消費税及び地方消費税	-	6.8			
技術料	人件費の10%	3.8			
印刷製本費	報告書作成等	2.7			
その他	雑役務費、通信運搬費等	2.2			
消耗品費		0.9			
諸謝金		0.3			
計		91.5	計		1
E.(株)日本統計センター			F.(株)ハオ技術コンサルタント事務所		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
人件費	環境保健サーベイランス6歳児調査に係る健康モニタリング調査及び入力業務	7	人件費		8
印刷製本費	配布用封筒・調査票・同意説明書・業務報告書・調査法回収に関するお知らせ文書及びタイムスケジュール表印刷業務	2	一般管理費		6.6
その他	文具費、梱包費、発送費及び返送費	1.3	需用費		4.4
消費税及び地方消費税		0.8	消費税		1.5
諸謝金	協力謝礼品	0.3			
計		11.4	計		20.5
G.(株)グリーンブルー			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
借料及び損料	PM2.5自動測定器、測定小屋、車両費	5.9			
その他	旅費、燃料代、消耗品費、印刷製本費	1.6			
人件費	打合せ、準備、現地調査等	1.2			
一般管理費		0.5			
計		9.2	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロック
 ごとに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記載)

費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載

チェック

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	尼崎市	1000020282022	環境保健サーベイランス3歳児調査に係る健康モニタリング調査及び入力	3.9	随意契約 (その他)	-	-	
2	旭川市	9000020012041	環境保健サーベイランス3歳児調査に係る健康モニタリング調査及び入力	3.4	随意契約 (その他)	-	-	
3	秋田市	3000020052019	環境保健サーベイランス3歳児調査に係る健康モニタリング調査及び入力	3.3	随意契約 (その他)	-	-	
4	八戸市	2000020022039	環境保健サーベイランス3歳児調査に係る健康モニタリング調査及び入力	2.5	随意契約 (その他)	-	-	
5	名古屋市	3000020231002	環境保健サーベイランス3歳児調査に係る健康モニタリング調査及び入力	2.5	随意契約 (その他)	-	-	
6	福岡市	3000020401307	環境保健サーベイランス3歳児調査に係る健康モニタリング調査及び入力	2.4	随意契約 (その他)	-	-	
7	西宮市	8000020282049	環境保健サーベイランス3歳児調査に係る健康モニタリング調査及び入力	2.1	随意契約 (その他)	-	-	
8	大分市	4000020442011	環境保健サーベイランス3歳児調査に係る健康モニタリング調査及び入力	2.1	随意契約 (その他)	-	-	
9	大阪市	6000020271004	環境保健サーベイランス3歳児調査に係る健康モニタリング調査及び入力	2.1	随意契約 (その他)	-	-	
10	和歌山市	6000020302015	環境保健サーベイランス3歳児調査に係る健康モニタリング調査及び入力	1.9	随意契約 (その他)	-	-	

B

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(株)オートリ	8120001076573	名簿作成、調査票発送等事前準備、調査票回収、円券、集計表作成等事後作業	1	随意契約 (少額)	-	-	
2	(株)アイネス	-	3歳児調査対象者抽出及び送付	0.9	随意契約 (少額)	-	-	
3	(株)ピアンシステムズ	8240001018638	3歳児調査データ入力	0.6	随意契約 (少額)	-	-	
4	(株)KCSソリューションズ	6140001007363	3歳児調査データ入力	0.4	随意契約 (少額)	-	-	
5	有限会社ファンシー	2320002005748	3歳児調査データ入力	0.4	随意契約 (少額)	-	-	
6	安城市	5000020232122	健康調査票回収	0.3	随意契約 (少額)	-	-	
7	(株)千葉データセンター	6040001004783	3歳児調査データ入力	0.3	随意契約 (少額)	-	-	
8	(株)コムコ	2010001016678	3歳児調査データ入力	0.2	随意契約 (少額)	-	-	
9	(株)電算システム	5200001003514	3歳児調査データ入力	0.2	随意契約 (少額)	-	-	
10	(株)リアライズ	7230001005415	3歳児調査データ入力	0.1	随意契約 (少額)	-	-	

C

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(一社)環境情報科学センター	9010005016577	環境保健サーベイランス3歳児調査に係る集計、解析及び6歳児調査に係る集計、解析業務	91.5	随意契約 (その他)	-	-	

D

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	筑波大学大学院	5050005005266	環境保健サーベイランス調査解析手法検討業務	1	随意契約 (少額)	-	-	

E

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(株)日本統計センター	7010001077022	環境保健サーベイランス6歳児調査に係る集計業務	11.4	一般競争契約 (最低価格)	1	97.9%	-

F

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(株)ハオ技術コンサルタント事務所	3010001135279	広域モデル濃度推計業務	20.5	随意契約 (その他)	-	-	

G

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(株)グリーンブルー	8020001041835	PM2.5の濃度測定に関する業務	9.2	一般競争契約 (最低価格)	2	68.2%	-
支出先上位10者リスト欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙3】に記載							チェック	

平成31年度 環境省行政事業レビュー
公開プロセス対象事業 選定シート

委員氏名 _____

事業番号	事業名	選定 ※3事業を選定 (○印)	備考
46	再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業のうち再生可能エネルギー設備導入事業		
57	環境調和型バイオマス資源活用モデル事業(国土交通省連携事業)		
106	有害大気汚染物質等対策推進費		
152	我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業(国際展開支援)		
231	外来生物対策費		
259	環境保健サーベイランス調査費(健康影響等調査)		

行政事業レビュー実施要領 抜粋
(公開プロセス対象事業の選定の考え方)

選定の基準

1. 外部有識者点検対象事業のうち、以下の基準のいずれかに該当する事業

【行政事業レビュー実施要領第2部3(1)①】

- ア 事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの
- イ 長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの
- ウ 事業の執行等に関して、国会の審議はもとより、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの
- エ 現年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連するもの（複数も可）
- オ その他公開の場で外部の視点による点検を行うことが有効と判断されるもの

2. 公開プロセス対象事業の選定にあたり、論点が専門的・技術的に過ぎ国民の関心を惹起することが期待し難い事業、事業内容の改善の余地が乏しいと考えられる事業など、公開の場で議論するのにふさわしくない事業は対象としないものとする。

【行政事業レビュー実施要領第2部3(1)②】

3. 原則、事業単位で1億円以上とする。

【行政事業レビュー実施要領第2部3(1)③】

平成 25 年 4 月 2 日策定
平成 26 年 3 月 14 日改正
平成 27 年 3 月 31 日改正
平成 28 年 3 月 29 日改正
平成 29 年 3 月 28 日改正
平成 30 年 3 月 28 日改正
平成 31 年 3 月 29 日改正
行政改革推進会議

行政事業レビュー実施要領

目次

第1部 総論	3
1 基本的な考え方	3
2 体制整備	3
第2部 事業の点検等	5
1 レビューシート（行政事業点検票）の作成及び中間公表	5
2 外部有識者による点検	8
3 公開プロセス（各府省による公開事業点検）の実施	11
4 チームによる点検（サマーレビュー）及び概算要求等への反映	14
5 点検結果の最終公表等	15
6 新規事業及び新規要求事業の取扱い	15
第3部 基金の点検等	17
1 基金シート（基金点検票）について	17
2 地方公共団体等保有基金執行状況表について	20
3 出資状況表の作成・公表等	20
第4部 行政改革推進会議による検証等	22
1 行政改革推進会議による検証	22
2 秋の年次公開検証の実施	22
3 レビューの取組に係る行政改革推進会議への報告等	22
4 チーム責任者会合の開催	22
第5部 その他重要事項	23
1 優良な事業改善の取組の積極的な評価	23
2 その他重要事項	23

第 1 部 総論

1 基本的な考え方

行政事業レビュー（以下「レビュー」という。）は、各府省自らが、自律的に、概算要求前の段階において、原則全ての事業について、予算が最終的にどこに渡り（支出先）、何に使われたか（使途）といった実態を把握し、これを国民に明らかにした上で、外部の視点も活用しながら、過程を公開しつつ事業の内容や効果の点検を行い、その結果を予算の概算要求や執行等に反映させる取組であり、いわば「行政事業総点検」ともいうべきもの。

レビューは、行政の無駄の削減はもとより、事業の効果的、効率的な実施を通じ質の高い行政を実現するとともに、国の行政の透明性を高め（「見える化」を進め）、国民への説明責任を果たすために実施されるものである。

また、国からの資金交付により新設又は積み増し（以下「造成」という。）された基金（以下「基金」という。）については、適正かつ効率的に国費を活用する観点から、毎年度、各府省自らが執行状況等を継続的に把握し、使用見込みの低い資金は返納するというPDCAサイクルを確立していくことが重要であることから、レビューの枠組みの下、基金の適切な管理に向けた取組等を実施する。

2 体制整備

(1) 行政事業レビュー推進チーム

- ① 各府省は、以下の構成を基本とした「行政事業レビュー推進チーム」（以下「チーム」という。）を設置し、レビューの責任ある実施に取り組むこととする。

統括責任者：官房長（官房長のない省庁にあつては総括審議官等同等クラス）

副統括責任者：会計課長及び政策評価担当課長（会計課長及び政策評価担当課長のない省庁にあつては同等クラス）

メンバー：各局総務課長等。その他、チームの果たすべき役割を踏まえ、地方支分部局等を含めた関係者が連携・協力できるよう各府省で適切に選任、参画させる。

なお、各府省の判断により、統括責任者、副統括責任者をより上位の職位の者としてすることができる。その場合でも、官房長（官房長のない省庁にあつては総括審議官等同等クラス）、会計課長、政策評価担当課長はチームのメンバーとして参画するものとする。

- ② チームは、以下の取組を行うものとする。

【事業の点検等】

ア 事業所管部局による行政事業レビューシート（以下「レビューシート」という。）の適切な記入及び厳格な自己点検の指導

イ 外部有識者の点検を受ける事業の選定及び外部有識者からの点検結果の聴取

ウ 外部有識者による公開の場での点検（以下「公開プロセス」という。）の対象となる事業の選定及び点検結果の聴取

- エ ア、イ及びウを踏まえた事業の厳しい点検（サマーレビュー）及び点検結果（所見）の取りまとめ
- オ チーム所見を踏まえた事業の改善状況の点検
- カ 当該府省全体の概算要求への反映状況の確認及び取りまとめ
- キ 行政改革推進会議による検証結果の以後の予算等への反映に係る指導
- ク 優良事業改善事例の選定等
- ケ 職員の資質向上に係る取組

【基金の点検等】

- コ 基金所管部局による基金の適切な管理を確保するための以下の取組に関する指導
 - ・ 基金シート及び地方公共団体等保有基金執行状況表の作成対象となる基金及び基金事業の正確な現況把握等
 - ・ 基金シート及び地方公共団体等保有基金執行状況表の適切な作成及び公表
 - ・ 基金の適切な自己点検の推進及び実施体制の整備
- サ 公益法人等に造成された基金の執行状況一覧表の適切な作成・公表
- シ 官民ファンド等の出資の所管部局による、出資状況表の作成対象となる出資の現況把握等及び同表の適切な作成・公表等の取組の指導

(2) 行動計画の策定

- ① 各府省は、毎年度、4月中旬までに、現年度におけるレビューの行動計画を策定し、公表するものとする。
- ② 行動計画には、当該府省におけるレビューの取組体制、取組の進め方、スケジュール等を定めるものとする。特に、チームによる厳格な点検・指摘が確実に実施されるよう、チームの取組である(1)の②のアからシまでについて、具体的な取組の内容やその取組の担当者をチームで決定し、それを行動計画に位置付けることとする。

(3) 政策評価との連携

政策評価の取組との連携を図るため、各府省は、チームと政策評価担当部局との連携による、レビューと政策評価の一体的な推進を図るものとする。

第2部 事業の点検等

1 レビューシート（行政事業点検票）の作成及び中間公表

（1）事業単位の整理

各府省は、別紙で対象外としている事業を除く全ての前年度の事業（同年度限りで終了した事業を含む。以下「前年度事業」という。）について、別途、内閣官房行政改革推進本部事務局（以下「事務局」という。）が示す様式にしたがって点検の対象となる事業の単位（以下「事業単位」という。）を整理する。

事業単位の整理に当たっては、国民への分かりやすさや成果の検証可能性等に配慮することとし、適切な事業単位を設定した上で、「1事業1シート」の原則にのっとりレビューシートを作成することとする。その際、当該事業の概算要求額が300億円を超える事業につき1シートにより作成する場合は、その理由及び国民への分かりやすさなどを担保するために行った作成上の工夫について説明することとする。

（2）レビューシートの作成主体

① レビューシートは、各府省の全事業を対象に予算の計上府省において、事業所管部局が事業単位ごとに、別途、事務局が示す様式にしたがって作成する。

なお、独立行政法人に対する運営費交付金に係る事業については、運営費交付金に係るレビューシートとは別に、勘定単位の財務諸表におけるセグメント単位ごとに、別途、事務局が示す様式にしたがってレビューシートを作成する。

② 移替経費については、原則として、予算の計上府省が、支出した府省の協力を得て、レビューシートの作成、事業の点検（公開プロセスを含む。）を行うこととする。

③ 当年度予算において予算の計上府省を変更した、又は翌年度予算概算要求において予算の計上府省を変更する予定の事業については、変更前の府省及び変更後の府省それぞれにおいて、レビューシートの作成を行うこととする。

（3）レビューシートの作成

レビューシートの作成に際しては、国民への説明として分かりやすさを保ちつつ、十分に理解を得られるような記載となるよう努めるとともに、以下の点に特に留意するものとする。

① 「事業概要」欄には、事業目的を達成する手段として、誰（何）を対象に、どのような手段・手法で事業を行うのかについて記載する。また、補助金の類については、補助率等を記載するとともに、補助メニュー等の概要についても記載することとする。

② 成果目標は事業の効果検証に極めて重要であることから、成果目標及び成果実績（アウトカム）の記載に際しては、以下によることとする。

- ア 活動指標と混同することなく、事業実施により実現しようとする国民の利便性向上などの目標を成果目標とすること。
 - イ 成果目標の設定に当たっては、上位政策・施策との整合性を確保するのみならず、事業実施から成果の発現に至る過程を段階的に設定するなど、成果実績の把握可能性についても十分考慮すること。
 - ウ 成果目標は指標を用いてできる限り定量的に示すこと。また、その根拠となる統計・データを示すこと。
 - エ 現年度から起算して、事業の目標最終年度が 10 年以上先である事業については、「中間目標」欄に向こう 3 年以内の目標を記載すること。設定が困難な場合は、その理由を記載すること。
- ③ 事業の性格等によって定量的な成果目標の設定が困難な場合には、以下によることとする。
- ア 定量的な成果目標の設定が困難な理由を記載した上で、定性的な目標を必ず記載すること。
 - イ 事業の妥当性を検証するための代替的な目標や指標（例：事業の効率性、コスト削減額など）をレビューシート上に設定すること。
- ④ 地球温暖化対策など政府内で横断的な指標を設定すべき分野に属する事業については、横断的指標を設定することとする。また、横断的指標に係る数値の計算等に当たっては、計算方法等の共通化に努めるものとする。
- ⑤ 活動指標及び活動実績（アウトプット）については、必ず定量的に示すこととする。
- ⑥ 政策評価及び経済・財政一体改革との連携については、以下の考え方に基づき記載することとする。
- ア レビューと政策評価の連携を確保するため、目標管理型の政策評価の対象となる施策及び測定指標と当該施策を構成する事務事業に係るレビュー対象事業の成果との対応関係を明記するとともに、当該事業に関連する測定指標の達成状況を記載する。
 - イ レビューと経済・財政一体改革の連携を確保するため、「新経済・財政再生計画改革工程表 2018」（平成 30 年 12 月 20 日経済財政諮問会議決定）における取組事項及び K P I と、当該取組事項等に関連する事務事業に係るレビュー対象事業の成果との対応関係を明記するとともに、当該 K P I の達成状況を記載する。
- ⑦ 「関連事業」欄には、事業目的如何にかかわらず、事業の対象や態様において実施内容が類似していると受け止められる可能性のある事業について、その所管府省名、事業番号、事業名等を記載するとともに、当該事業と関連事業の役割分担の具体的な内容を記載する。この際、関連事業を可能な限り幅広い範囲で捉え、積極的に国民に

対する説明責任を果たしていくものとする。

- ⑧ 予算に関する透明性を確保するため、予算の支出先やその費目・使途については、十分な把握を行い、以下の点に留意して記載することとする。
- ア 最終的な資金の受け手や予算の具体的な使途がわかるよう記載する。特に、補助金等の交付により造成された基金や交付金については、補助事業者のみならず間接補助事業者まで記載すること。
 - イ 入札等において一者応札・一者応募となった契約又は競争性のない随意契約に基づいて、前年度に、1者当たり10億円以上の支出を行った支出先（国庫債務負担行為等による場合は、契約総額が10億円以上となった契約先）については、その理由及び改善策を記載すること。
 - ウ レビューシートを活用する際の利便性向上を図る観点から、支出先の法人番号を記載すること。
- ⑨ 事業内容の理解に資する資料を適宜添付することは望ましい取組であるが、必要な情報を効率よく伝達するため資料の分量は最小限のものとする。

(4) 事業所管部局による点検

事業所管部局は、予算の支出先、使途、成果・活動実績等を踏まえ、事業の厳しい点検を行い、その結果をレビューシートに分かりやすく記載する。その際、以下の点に特に留意するものとする。

- ・事業にどのような課題があり、その課題に対してどのように対応していくのかといった点検の具体的な内容について、可能な限り具体的な説明を行うこと。
- ・事業の効果検証や妥当性の検証に当たっては、成果目標や代替的な目標に照らし、実績に基づいて定量的に行うこと。
- ・レビューシートには、事業所管部局による点検を行った結果として「評価」を記載することとされているが、「評価に関する説明」欄において、当該「評価」をどのような根拠に基づき行ったのか十分に説明すること。
- ・事業の効果や効率化がどの程度進んでいるかなど経年での変化についても記載すること。

(5) 中間公表

レビューシートについては、事業の目的、事業概要、各年度の執行額、成果目標、事業所管部局による点検結果、資金の流れ、費目・使途、支出先上位10者リストなど記入可能な事項を記入の上、

- ・公開プロセスの対象となる事業（以下「公開プロセス対象事業」という。）に係るものについては、原則として公開プロセスの開始日の10日前までに、
- ・その他の事業に係るものについては原則6月末、遅くとも7月上旬までに、各府省のホームページにおいて中間公表を行う。この際、レビューと政策評価の一覧性

に留意して、国民にとって分かりやすい公表を行うものとする。

2 外部有識者による点検

(1) 外部有識者の選任

① 各府省は、外部有識者を複数名選任し、「そもそも国費投入の必要性はあるのか」、「同じ予算でより多くの成果を引き出す工夫はないか」、「より少ない予算で同等以上の成果を引き出す工夫はないか」といった観点から、外部の視点を活用したレビューの実施に取り組むものとする。

その際、外部有識者による点検の対象事業の数に応じ、必要性・有効性・効率性の観点から、点検を十分に行うことが可能な数の外部有識者を確保することとする。

② 外部有識者は、以下のいずれかの要件を満たす者の中から、過去の実績、職歴等を勘案して選任するものとする。

ア 予算の実際の使われ方など予算執行の現場に知見を有する者

イ 行政全般、個別の行政分野の在り方等に識見を有する者

ウ 独立行政法人や公益法人の仕組み、実態、問題等に知見を有する者

エ 民間取引の実態や、地域や現場で生じている問題等に知見を有する者

③ 外部有識者の選任や、(2)の行政事業レビュー外部有識者会合の意思決定等への関与に当たっては、特に利益相反が生じることのないよう留意する。このため、外部有識者のうち、点検対象事業の執行に関し利害関係がある者及び過去3年間において点検対象事業に係る審議会、検討会等（点検対象事業が審議対象に含まれる審議会、検討会等のみならず、それらの上位の審議会、検討会等を含む。）の委員、専門委員等になっていた者は、当該事業に係る点検を行うことができないこととする。

④ 各府省が選任する外部有識者が②及び③に照らして不適當であると認められる場合は、事務局は、各府省に対し、意見を述べることができる。

⑤ 各府省は、選任した外部有識者のリストを各府省のホームページにおいて公表するものとする。

(2) 外部有識者会合

① 各府省は、(1)で選任した外部有識者によって構成される「行政事業レビュー外部有識者会合（以下「外部有識者会合」という。）」を設置する。また、公開プロセス対象事業の選定に係る外部有識者会合の開催に当たっては、事務局が選定した公開プロセスに参加する外部有識者を加えた上で開催するものとする。

② 外部有識者会合は、外部有識者それぞれの特性や専門性を十分に活用しつつ、以下の取組を行うものとする。その際、チームは(1)の①に掲げる外部有識者に期待さ

れる役割や事業を点検する上での留意点について、外部有識者に対し周知する。また、必要に応じ、事務局から外部有識者に対して当該留意点を説明する機会を設ける。

ア 外部有識者による事業の効率的・効果的な点検のための調整

イ 当該府省におけるレビューの取組状況の随時点検、必要に応じた意見の提出

ウ 当該府省におけるレビューの取組を踏まえた、翌年以降の取組に向けた改善点に関する意見の提出（レビューシート最終公表後）

③ 各府省は、外部有識者会合の議事概要及び資料を速やかに各府省のホームページにおいて公表するものとする。

④ 政策評価の取組との連携を図るため、各府省は、レビューの外部有識者会合と、政策評価に関する外部の有識者によって構成される同種の会合の合同開催に努めるものとする。

(3) 対象事業の選定

① チームは、以下の基準のいずれかに該当する事業について、外部有識者に点検を求める必要がある。

ア 前年度に新規に開始したもの（前年度の補正予算に計上され、新規に開始したものを含む。）

イ 現年度が事業の最終実施年度又は最終目標年度に当たるもの

ウ 前年度のレビューの取組の中で行政改革推進会議による意見（第4部の1）の対象となったもの

エ その他、翌年度予算の概算要求に向けて事業の継続の是非等を判断する必要があるもの

なお、アに該当する事業であるものの、事業の執行が進んでいない、又は効果が十分に発現していない等の理由により、外部有識者が十分な事業の点検を行うことができず引き続き翌年も点検を実施する必要があると判断した場合、チームは、その旨をレビューシートの所定の欄に記載するとともに、翌年も当該事業の点検を外部有識者に求めるものとする。

② チームは、①の他に、全てのレビュー対象事業が少なくとも5年に一度を目途に外部有識者の点検を受けることになるよう、前年度事業（補正予算に計上された事業を含む。）の中から事業を選定し、外部有識者に点検を求めるものとする。この場合、特に、

- ・ 現年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連する事業
- ・ 前年度に事業内容が大幅に見直され、実施されたもの又は翌年度予算の概算要求に向けて事業内容の大幅な見直しを検討している事業
- ・ 前年度の補正予算に計上された事業

- ・ 1 (3) ⑧イに該当する支出先又は契約先を含む事業
 - ・ 事業の執行等に関して、国会の審議はもとより、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの等、外部の視点による事業の点検の必要性が高いと判断される事業
- を重点的に選定する。

その際、客観性を向上させ、外部有識者の知見が十分に活かせるよう、外部有識者会合を活用し、選定の考え方について外部有識者の理解を得て選定を行うとともに、対象事業数に年ごとの偏りが生じないよう選定を行うこととする。

- ③ 外部有識者は、各府省が選定した事業に対して、追加や変更を申し出ることができる。各府省は、外部有識者の申出に対して誠実に対応するとともに、申出のとおり対応しない場合は、当該申出の内容及び申出のとおり対応しない理由を各府省のホームページにおいて公表するものとする。
- ④ 外部有識者による追加や変更の申出の機会を確保するため、各府省は、対象事業を決定した後、各府省に対して、速やかに対象事業を通知するとともに、当該申出の受付期間を通知した日から起算して少なくとも5日間（土日、祝日を除く。）設けることとする。

(4) 所見欄への記入

- ① チームは、外部有識者による点検の結果を、外部有識者の所見として、レビューシートの上記の欄に記入する。
- この際、外部有識者による事業の改善すべき点の指摘や、検討すべき課題についての提案等を記載するものとし、また、このような外部有識者による指摘・提案等が積極的に行われるよう、外部有識者会合を活用して周知を行うものとする。
- ② 外部有識者による点検の実効性と透明性を確保するため、外部有識者の所見を記入する際に、当該所見が事業の問題点に関する指摘を含まないものである場合は、点検を行った外部有識者の氏名を明記することとする。

(5) 外部有識者への情報提供等

各府省は、外部有識者が適切な点検を行えるよう十分な情報を提供するとともに、外部有識者から資料の提供、ヒアリングの実施等の要請があった場合には、誠実かつ迅速に対応するものとする。

また、外部有識者が上位の政策・施策に遡った点検を行うことができるよう、政策評価におけるデータ等も積極的に提供するものとする。

(6) 外部有識者所見の取扱い

- ① 各府省は、外部有識者の所見を概算要求に向けての事業の検討において活用する

とともに、異なる対応を行う場合には、十分な説明責任を果たす必要がある。

② ①が徹底されるよう、次に掲げる取組を行うものとする。

ア チームは、自らの役割として、指摘を行った外部有識者と関係事業所管部局との調整を行う。

イ 関係事業所管部局は、外部有識者の所見を踏まえてどのように点検・改善を行ったのか、その調整過程について、レビューシートの「所見を踏まえた改善点」の欄に記載する。

(7) 外部有識者による講評

各府省は、公開プロセスを含む外部有識者による点検終了後、各府省におけるレビューの取組全般について、外部有識者が大臣、副大臣又は大臣政務官に対して、直接に講評を行う機会を設けなければならない。直接講評を行う外部有識者には、事務局が選定した外部有識者を必ず含むものとする。講評の場に出席できない外部有識者に対しては、書面等による講評を行う機会を与えるものとする。なお、公正取引委員会、個人情報保護委員会、原子力規制委員会においては、大臣、副大臣又は大臣政務官に代えて、各委員会の委員長に対して講評することができる。

3 公開プロセス（各府省による公開事業点検）の実施

(1) 対象事業の選定

① チームは、2の(3)の外部有識者による点検の対象事業のうち、以下の基準のいずれかに該当するもののほか、事務局が、公開プロセスの候補事業に追加すべきと判断したことから公開プロセス対象事業を選定することとする。

その際、客観性を向上させ、公開点検が望ましいと判断されるものが国民の視点で選定されることが重要であることから、外部有識者の知見が十分に活かせるよう、チームが幅広い候補事業を外部有識者会合に示し、外部有識者の理解を得て絞り込みを行うこととする。

また、外部有識者への候補事業の提示に当たっては、政策評価書等を活用して、所管事業全体の中で対象事業の位置づけを明示するとともに、その対象事業の中から候補事業を選定した理由、候補事業の問題点を的確にとらえた論点案を具体的に提示するものとする。

ア 事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの

イ 長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの

ウ 事業の執行等に関して、国会の審議はもとより、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの

エ 現年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連するもの（複数も可）

オ その他公開の場で外部の視点による点検を行うことが有効と判断されるもの

- ② 公開プロセス対象事業の選定にあたり、論点が専門的・技術的に過ぎ国民の関心を惹起することが期待し難い事業、事業内容の改善の余地が乏しいと考えられる事業など、公開の場で議論するのにふさわしくない事業は対象としないものとする。
 - ③ 公開プロセス対象事業について、全体として予算規模が少額のものに偏ることのないよう、バランスに配慮した選定を行うものとする。また、公開プロセスを効果的かつ効率的に実施するため、原則として、事業単位で1億円未満のものについては対象としないものとする。ただし、複数の1億円未満の事業を一括りにして、その総額が1億円を超える場合や、1億円を超える事業の数が限られている府省において、公開の場での外部の視点による点検を行うことが有効と判断される事業がある場合などは、この限りではない。
 - ④ 各府省は、公開プロセス対象事業の数を当該府省の外部有識者による点検の対象事業数の多寡等を踏まえて判断する。また、公開プロセスの実施期間はおおむね1～2日程度を目途に、事業数に応じて設定するものとする。なお、レビューの対象事業数が少なく、かつ、①の基準に該当する事業がないと考える府省は、公開プロセスの取扱いについて、事業単位を整理する段階で、事務局に事前に協議を行うものとする。
 - ⑤ 公開プロセスに参加する外部有識者は、各府省が選定した事業に対して、追加や変更を申し出ることができる。各府省は、外部有識者の申出に対して誠実に対応するとともに、申出のとおり対応しない場合は、当該申出の内容及び申出のとおり対応しない理由を各府省のホームページにおいて公表するものとする。
 - ⑥ 公開プロセスに参加する外部有識者による追加や変更の申出の機会を確保するため、各府省は、対象事業を決定した後、各有識者に対して、速やかに対象事業を通知するとともに、当該申出の受付期間を通知した日から起算して少なくとも5日間（土日、祝日を除く。）設けることとする。
 - ⑦ 事務局は、各府省が選定した公開プロセス対象事業のほかに、又はその一部若しくは全部に替えて、上記に照らし、例えば、過去に公開プロセスの対象となった事業や行政改革推進会議において指摘のあった事業など、公開プロセスの対象に追加すべき事業があると判断する場合、各府省に対し、対象事業を追加させることができる。
- (2) 外部有識者の選定方法
- ① 公開プロセスに参加する外部有識者は6名とし、各府省が3名を選定し、行政改革推進会議の意見を踏まえて事務局が3名を選定する。各府省は、外部有識者から取りまとめ役を指名する。

- ② 各府省においては、2の(1)で選任した外部有識者が公開プロセスに参加することを基本とするが、やむを得ない事情がある場合は、同じ基準で外部有識者を追加的に選任し、公開プロセスに参加させることができる。

(3) 事前勉強会及び現地ヒアリングの実施等

各府省は、公開プロセスの実施に先立ち、外部有識者に対し、公開プロセス対象事業に係る事前勉強会及び現地ヒアリングの機会を随時提供するとともに、外部有識者から資料の提供、現地ヒアリングの実施等の要請があった場合には、誠実かつ迅速に対応するものとする。

また、事務局は、公開プロセスの事前準備や当日の議事運営に関し留意しなければならない点を運営要領としてまとめ、各府省を通じ事前に公開プロセスの参加者に周知徹底するものとする。

(4) 公開プロセスの進め方

- ① 公開プロセスは、6月上旬から中旬までを目途に実施することを原則とする。
- ② 公開プロセスは、チームの統括責任者又は副統括責任者の進行の下で実施する。進行役は、それぞれの事業の点検の冒頭に論点を説明するとともに、議事の公正な進行に努めるものとする。
- ③ 公開プロセスは、インターネット生中継により公開性を担保することを原則とし、傍聴も可能とするよう努めるものとする。特に、生中継を行わない場合には、必ず何らかの形で同時性を確保した公開を実施するものとする。
- ④ 公開プロセスの結果及び議事録は速やかに各府省のホームページにおいて公表するものとする。
- ⑤ 公開プロセスにおける点検・議論は、無駄の削減の観点だけでなく、より効果の高い事業に見直すとの観点から熟議型により行うこととする。
外部有識者は、公開の場における事業所管部局との質疑及び意見交換を経た後、「廃止」、「事業全体の抜本的な改善」、「事業内容の一部改善」又は「現状通り」の4つのいずれかに投票する。それぞれの選択肢の基本的な考え方は以下のとおり。
なお、選択肢について、外部有識者によって受け止め方が異なることのないよう、チームは、外部有識者会合の場などを活用し、外部有識者間で事前に認識を共有するものとする。
・廃止：「事業目的に重大な問題がある」、「地方自治体や民間等に委ねるべき」、「効果が見込めない事業内容や実施方法となっている」などの状況にあり、事業の存続自体に問題があると考えられる場合

- ・事業全体の抜本的な改善：事業の存続自体を問題とするまでには至らないが、事業全体として「事業内容が事業目的の達成手段として有効でない」、「資金が効率的に使われていない」、「効果が薄い」など、十分に効果的・効率的な事業となっておらず、事業内容を大幅かつ抜本的に見直すべきと考えられる場合
- ・事業内容の一部改善：より効果的・効率的な事業とするため、事業の中の一部のメニューの改廃、事業実施方法や執行方法の一部の改善等によって、事業内容の一部を見直すべきと考えられる場合
- ・現状通り：特段見直す点が認められない場合等

⑥ 取りまとめ役は、票数の分布、外部有識者のコメント、質疑及び議論の内容等を総合的に勘案して、評価結果及び取りまとめコメントの案を提示する。外部有識者は、提示された評価結果及び取りまとめコメントの案に対し意見を述べることとし、それらの意見を踏まえ、取りまとめ役は、必要な修正を加えた最終的な評価結果及び取りまとめコメントを公表するものとする。

評価結果は、外部有識者の評価において最も票数が多い選択肢を基本とし、票数が分散した場合等には、改めて時間をとって外部有識者間で議論し、一つの結論を出すことを目指すものとする。

⑦ また、他の事業の徹底した見直しを通じて財源を捻出することを前提として、「伸ばすべきものは伸ばす」との観点から、⑤の選択肢の中から評価結果を確定させた上で、対象事業を強力に推進する旨の意見を取りまとめコメントに反映することも可能とする。

⑧ チームは、公開プロセスの評価結果及び取りまとめコメントを、レビューシートの所定の欄に記入するものとする。

(5) 結果の取扱い

評価結果及び取りまとめコメントは、事業見直しの方向性や見直しの内容を外部の視点から提示するものであって、概算要求に当たっての各府省の判断を示すものではない。しかしながら、公開の場での議論の結果であることを踏まえ、各府省は概算要求に向けての事業の検討において尊重するとともに、異なる対応を行う場合は、十分な説明責任を果たす必要がある。

4 チームによる点検（サマーレビュー）及び概算要求等への反映

(1) 点検を行う体制

点検を行う事業の数が数百にも及ぶような府省においては、事業の十分な点検を行う観点から、チームの下に複数のワーキングチームを設け分担して点検を行うなど、厳正な点検を効率的に行える体制を整備するものとする。

(2) 所見欄への記入

チームは、点検結果を所見としてレビューシートの所定の欄に記入するものとする。この場合、3の(4)の⑤に定義されている「廃止」、「事業全体の抜本的な改善」、「事業内容の一部改善」又は「現状通り」との評価結果を明記した上で、具体的な所見を記入するものとする。

(3) 概算要求等への反映

各府省は、チームの所見を翌年度予算の概算要求や予算執行等に的確に反映するものとする。この際、国民への説明責任を果たす観点から、チーム所見を踏まえてどのように点検を行ったのか、どのように改善を行ったのかなど、その反映状況等について、レビューシートの「所見を踏まえた改善点」の欄に分かりやすく記述するものとする。

なお、改善点・反映状況が、外部有識者の所見や公開プロセスの評価結果及び取りまとめコメントと異なる内容となる場合には、その理由を具体的に記載することとする。

5 点検結果の最終公表等

(1) レビューシートの最終公表

各府省は、チームの所見と所見を踏まえた事業の改善点、翌年度予算概算要求における要求額等を記入したレビューシートを、翌年度予算概算要求の提出期限後1週間以内に公表するものとする。この際、レビューと政策評価の一覧性に留意して、国民にとって分かりやすい公表を行うものとする。

(2) 概算要求への反映状況の公表

各府省は、チームの所見の各事業への反映状況や反映額の総額等を取りまとめ、別途、事務局が示す様式に記入の上、翌年度予算概算要求の提出期限後1週間以内に公表するものとする。

6 新規事業及び新規要求事業の取扱い

(1) レビューシートの作成、公表

① 事業所管部局は、前年度事業のほか、

- ・現年度に新規に開始した事業（以下「新規事業」という。）
- ・翌年度予算概算要求において新規に要求する事業（以下「新規要求事業」という。）

についても、レビューシートを作成する。

当該レビューシートには、事業の目的、概要、成果目標・成果実績、活動指標・活動実績、単位当たりコストなど記入可能な事項を記入する。

② 各府省は

- ・新規事業については、前年度事業と同じ時期に、
- ・新規要求事業については、翌年度予算概算要求の提出期限後2週間以内に、公表を行う（新規要求事業については中間公表を要しない。）

なお、新規事業は、前年度事業と同時期に、別途、事務局が示す様式にしたがって事業単位を整理するものとする。

(2) チームによる点検及び概算要求等への反映

- ① チームは、新規事業及び新規要求事業について、事業の必要性、効率性及び有効性の観点から、計画が適切に立てられているか、資金が効率的、効果的に用いられる仕組みとなっているか等について点検を行うほか、十分な情報の開示など透明性が確保されているか等について点検を行い、点検結果を所見としてレビューシートの所定の欄に具体的に記入する。
- ② 各府省は、チームの所見を概算要求や予算執行等に的確に反映することとする。
- ③ 各府省は、チームの所見の各事業への反映状況や反映額の総額等を取りまとめ、別途、事務局が示す様式に記入の上、
 - ・新規事業については、前年度事業と同じ時期に、
 - ・新規要求事業については翌年度予算概算要求の提出期限後 2 週間以内に、それぞれ公表するものとする。

第3部 基金の点検等

各府省は、基金について、毎年度、以下の取組を通じ透明性を確保するとともに、余剰資金の有無等に係る厳格な点検を行うものとする。また、各府省は、国からの出資により事業を実施している場合には、毎年度、執行状況等を分かりやすい形で公表するものとする。

1 基金シート（基金点検票）について

(1) 基金シート等の作成、公表

各府省は、基金のうち、公益法人等に造成された基金について、以下の定め及び別途事務局が定める様式等により、基金シート及び公益法人等に造成された基金の執行状況一覧表（以下「一覧表」という。）を作成し、基金シート及び「一覧表」を公表するものとする。

なお、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成 18 年 8 月 15 日閣議決定。以下「基金基準」という。）に基づく見直しの状況等については、基金シートにおいて明示するものとする。

(2) 基金シートの作成対象となる基金

基金シートの作成の対象となる基金は、次の①～④の全ての条件に該当するものとする（2（1）～（4）により地方公共団体等保有基金執行状況表を作成、公表している基金を除く。）。

① 造成の原資

国から交付された資金（補助金・交付金・貸付金・拠出金等）の名称や資金の交付方法（直接交付・間接交付）の別を問わず、国から交付された資金（地方交付税交付金を除く。）の全部又は一部を原資として造成したものであること。

② 資金の保有期間等

次のア～ウのいずれかに該当するものであること。なお、保有される資金の名称（〇〇積立金、〇〇勘定、〇〇資金等）の如何は問わない。

ア 国から資金の交付を受けた年度内に当該資金の全額を支出せず、次年度以降にかけて支出することを目的として保有されているもの（独立行政法人、国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「独立行政法人等」という。）に係る運営費交付金債務を除く。）。

イ 上記目的の如何にかかわらず、2年を超えて資金が保有されているもの。

ウ 資金の保有の有無にかかわらず、貸付等（出資を含む。以下同じ。）の事業を実施するもののうち、返済等を原資として複数年度にわたり再度又は繰り返して貸付等を行うもの。

③ 基金残高

次のア～ウのいずれかに該当するものであること。

- ア 前年度末に基金残高を有するもの(既に廃止が決定されたが国庫返納をせず残高を有しているものを含む。)
- イ 基金を用いて行う事業(以下「基金事業」という。)の終了や国庫返納等に伴い前年度中に基金残高が無くなったもの(新規募集の終了後、補助事業者の成果報告や財産処分等の完了後の事務処理など後年度において費用が発生する事務のみを実施するもの等を含む。)
- ウ 前年度末に基金残高を有していないが、基金を原資とする貸付等の残高を有するもの。

④ 基金の造成法人等

国から直接交付又は間接交付された資金により次に掲げる法人等に造成したものであること。

- ・ 独立行政法人等、特別民間法人、公益法人、一般法人、特殊法人、認可法人、特定非営利活動法人、株式会社、法人格のない組合等

(3) 基金シートの担当府省

基金シートの作成・公表の担当府省は、次のとおりとする。

- ① 基金の造成に充てられた資金を予算計上した府省が、当該基金の基金シートの作成・公表等を行う。また、複数の府省において、同一の基金事業に係る資金が予算計上されている場合は、記載内容について相互に調整した上で、それぞれ基金シートを公表する。
- ② 復興庁で計上した予算について、各府省からの資金交付により、基金が造成された場合は、各府省の協力を得て、復興庁において取りまとめて公表する。他の移替経費についても予算を計上した府省が取りまとめて公表する。

(4) 基金シート等の公表の時期等

① 公表時期

各府省において作成した基金シートについて、7月末を目途に中間公表を行い、チーム及び事務局による点検を経た上で、9月末を目途に最終公表を行う。また、「一覧表」は基金シートの最終公表と併せて公表する。

② 公表単位

- ・ 基金事業別に基金シートを作成するものとする。なお、基金事業の単位の整理に当たっては、国民への分かりやすさや余剰資金の有無の検証可能性等に配慮し、適切な基金事業の単位を設定するものとする。
- ・ 公表に当たっては、基金と基金事業との対応が明確になるよう同じ基金で実施している基金事業をまとめて掲載するなど、一覧性に配慮するものとする。

(5) 基金シートを通じた基金の点検等

各府省における基金シートを通じた基金の点検に当たっては、「基金基準」及び「基金の再点検について」（平成 30 年 12 月 11 日行政改革推進会議取りまとめ）を踏まえ、以下のとおり厳格に点検を実施し、余剰資金について国庫返納を行うものとする。

① 基金の点検等

ア 「保有割合」の基礎となる事業見込みに合理性や現実性を欠くことがないよう過去の執行実績や具体的な需要等を基に、精度の高い事業見込みを算定し、これに基づく「保有割合」の計算を実施する。

イ 将来に発生しうる損失への備えを目的とした事業については、当該事業で備えるべき損失の範囲（対象とする期間や、経費の内容等）を明確にした上で、当該損失に応じた合理性ある事業見込みを算定し、これに基づく「保有割合」の計算を実施する。

ウ 執行促進を目的として事業執行期間中に行う条件緩和や制度拡充には厳格に対応し、原則として余剰資金を国庫返納させるとともに、終了期限の延長についても、同様に厳格に対応する。

エ 個別具体の事業を基金方式により実施することの必要性については、個々の事業の性質に応じて適切に判断する。特に、以下の 3 類型に該当しない事業については、基金方式によることなく実施できないか真摯に検討する。

- ・ 不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業
- ・ 資金の回収を見込んで貸付け等を行う事業
- ・ 事業の進捗が他の事業の進捗に依存する事業

オ 需要の大幅な減少等により低調な執行が継続している基金事業は、意義や有効性に問題があると考えられる。レビューシートや基金シートにおける成果目標の達成状況などを踏まえ、廃止を含め基金事業の在り方について検討する。

② 基金の設置法人等の適格性の点検

基金を造成する法人等の適格性を担保する観点からチームは、基金の設置法人等の選定について以下のとおり点検を行うものとする。

ア 基金を新設した場合における基金の設置法人等の申請条件や審査項目、選定経緯について、他事業に比べて過度に制限的になっていないか、事業執行能力の審査が適切に実施されているか等の観点から点検する。

イ 既設の基金について、基金の大幅な積み増しにより事業量が拡大した場合や所期の円滑な業務運営が実現しない場合等必要に応じ基金の設置法人等の適格性を点検する。

③ 基金への拠出時期・額の適切性の点検

基金の効率的な活用を図るため、基金へ拠出を行う場合、基金への拠出時期及び額が、事業の性質に応じて年度当初の一括交付が必要であったか、基金事業の実施状況に応じたものとなっているかについて基金シートにおいて明らかにする。

2 地方公共団体等保有基金執行状況表について

(1) 地方公共団体等保有基金執行状況表の作成、公表

各府省は、地方公共団体等に造成された基金（以下「地方公共団体等基金」という。）について、以下の定め及び別途事務局が定める様式等により、地方公共団体等保有基金執行状況表（以下「執行状況表」という。）を作成し、公表するものとする。

(2) 執行状況表の作成対象となる基金

執行状況表の作成の対象となる基金は、1 (2) ①～③に定める条件及び次の基金の造成団体等に係る条件の全てに該当するものとする。

・基金の造成団体等

次のア又はイのいずれかに該当するものであること。

ア 国から直接交付又は間接交付された資金を原資として基金を造成した地方公共団体

イ 国から資金交付を受けた地方公共団体から間接交付された資金を原資として基金を造成した次に掲げる法人等

・独立行政法人等、特別民間法人、公益法人、一般法人、特殊法人、認可法人、特定非営利活動法人、株式会社、法人格のない組合等

(3) 執行状況表の担当府省

執行状況表の作成・公表の担当府省は、1 (3) のとおりとする。

(4) 執行状況表の公表の時期等

① 公表時期

各府省において作成した執行状況表について、9月末を目途に公表を行う。

② 公表単位

執行状況表のうち、総括表は基金の造成原資別とし、個別表については基金の造成団体等別とする。

(5) 地方公共団体等基金の精査等

各府省は、地方公共団体等基金について、地方公共団体の事務負担に留意しつつ、1 (5) を踏まえて精査を行い、余剰資金があれば、地方公共団体に国庫納付を促すものとする。

3 出資状況表の作成・公表等

(1) 出資状況表の担当府省

国から出資を受けた法人等を所管する府省が出資状況表の作成・公表を行うものとする。また、複数の府省により同一の法人等を共管している場合は、記載内容について相互に調整した上で、それぞれ出資状況表において公表する。

(2) 出資状況表の作成・公表

各府省は、別途事務局が定める様式等により、出資状況表を作成し、9月末を目途に公表を行うものとする。

第 4 部 行政改革推進会議による検証等

1 行政改革推進会議による検証

行政改革推進会議は、各府省の点検が十分なものとなっているか、点検結果が的確に概算要求に反映されているか、公表内容が十分なものとなっているか等について検証を行い、必要に応じ、検証の結果が予算編成過程、制度改革等で活用されるよう意見を提出するものとする。

2 秋の年次公開検証の実施

「行政改革推進会議による検証の強化について」（平成 27 年 3 月 31 日行政改革推進会議決定）に基づき、レビューシートの最終公表後に、秋の年次公開検証（以下「秋のレビュー」という。）を実施する。

各府省は、秋のレビューにおける指摘事項を、以後の予算等に適切に反映することとする。

3 レビューの取組に係る行政改革推進会議への報告等

(1) 各府省は、行政改革推進会議からの求めに応じ、レビューの取組に係る報告等を行うものとする。

(2) 事務局は、1 及び 2 の意見等に対する各府省の対応状況について、適時にフォローアップを行い、その結果を行政改革推進会議に報告するものとする。

4 チーム責任者会合の開催

各府省のレビューの取組の改善につなげるため、チームの責任者を集めた会合を必要に応じ行うものとする。

第5部 その他重要事項

1 優良な事業改善の取組の積極的な評価

(1) 各府省による自主的な事業改善の取組の評価

- ① 各府省において、チームは、事業所管部局による自主的な事業改善の取組のうち、優れた取組を優良事業改善事例として積極的に評価するとともに、府省内に普及させていくものとする。

なお、優良事業改善事例については、翌年度予算概算要求までを目途にレビューシートとともに評価内容等を各府省のホームページにおいて公表することとする。

- ② 自主的な事業改善の取組については、レビューシートの「事業所管部局による点検・改善」の「点検・改善結果」欄に、その具体的内容を記載するものとする。

- ③ 優良事業改善事例の選定に当たっては、次の観点を考慮するものとする。

ア 事業効果や執行実態を把握・分析した上で、事業内容や執行上の課題が的確に抽出されていること。

イ 事業内容について、課題を踏まえた有効な改善がなされていること。

ウ 事業改善の取組において、独創性や創意工夫が発揮されていること。

エ グッドプラクティスとして共有可能な汎用性のある取組であること。

(2) 優良事業改善事例等を参考とした積極的な事業改善

各府省は、優良事業改善事例を参考として、積極的な事業改善に努めるものとする。

2 その他重要事項

(1) 国民へのレビューの周知広報等

- ① 事務局は、公表されたレビューシートや基金シートを元に、レビューに関する国民からの意見募集を行い、結果を各府省に伝達するとともに、行政改革推進会議による検証等に活用するものとする。

- ② 事務局は、データの集計や府省横断的な分析・検証に資するよう、レビューシートの主要事項についてデータベースを作成・公表し、主要政策・施策及び主要経費別の表示も可能とする等、国民による利活用の促進を図るものとする。

- ③ 事務局は、レビューの取組が広く国民に知られるよう、これらの取組を通じ、効果的・効率的な周知・広報に努める。

(2) 人事評価への反映

各府省は、優良事業改善事例を始め、レビューの取組を通じ、職員が厳格な事業の点検や積極的な事業見直しを行った場合、当該職員の人事評価に適切に反映されるよう努めるものとする。

(3) 職員の資質向上等

- ① 予算に対する公務員の意識改革や政策立案能力の底上げを図る観点から、レビューを活用した若手職員の研修を充実させるものとする。
- ② チームは、レビューにおける自己点検をより一層実効性のあるものとするため、研修等を活用して、職員に対して指導を行うものとする。なお、指導の際には、レビューシート各記載項目の趣旨を的確に捉えて作成されており、国民の目から見て分かりやすい記述と評価できるレビューシートを例として用いるものとする。

(4) その他レビューの実施に必要な事項

事務局は、レビューの適切な実施のために必要と認めるときは、各府省に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。各府省は、事務局から求めがあった場合には、適切に対応するものとする。

本実施要領のほか、レビューの実施に必要な事項は、事務局から随時提示し、各府省においては、事務局と調整しながらレビューを実施するものとする。

行政改革推進会議は、本実施要領や事務局から提示された事項に則してレビューを行っていない府省があると認める場合は、必要な改善が行われるよう意見を提出するものとする。

(別紙)

行政事業レビューにおける点検の対象外の事業について

以下の事業については、行政事業レビューにおける点検の対象外とする。

① 個別事業と直接関連づけることが困難な共通経費

- ・ 人件費（定員管理している国家公務員に限る。）
- ・ 各府省の事務的経費（「(項) ○○府省共通費」のうち「○○本省一般行政経費に必要な経費」及びその類似経費として計上・執行している分に限る。）

※ 類似経費として取り扱うものの参考基準については参考参照

② 国債費、地方交付税交付金

③ そのほか、別表の対象目整理表で対象外としているもの。

(参考)

類似経費として取り扱うものの参考基準

- 1 名称が「〇〇府省共通経費」ではないが、一般行政経費として扱っているもの。
例：〇〇庁共通費（〇〇庁一般行政に必要な経費）
- 2 共通経費に計上していないが、一般行政経費として取り扱っているもの。
例：〇〇〇〇総合研究所（〇〇〇〇総合研究所に必要な経費）
〇〇業務費（〇〇大学校に必要な経費）
- 3 特別会計の業務（事務）取扱費（業務（事務）取扱いに必要な経費）
- 4 共通経費に計上しているが、一般行政経費として扱っていないもののうち、
 - ① 法令に基づき設置されている審議会の経費
 - ② 職員に直接支出する旅費のみで構成されている事業
- 5 予算上、個別事業と関連づけできるため共通経費以外の（項）に計上している事務的経費で、正規職員が直接費消する旅費や備品、消耗品等の庁費のみで構成されている事業（庁費であっても、調査研究等外部に発注し行うような経費は、類似経費には該当しない。）。

注）これらの経費について、各府省の判断で、行政事業レビューにおける点検対象とすることを妨げるものではない。

(別表)

対象目整理表

目番号	目	対象／非対象	備 考
01	議員歳費	×	立法府経費のため
02	職員基本給	○	定員管理している国家公務員に係る 人件費のみ対象外
03	職員諸手当	○	〃
04	超過勤務手当	○	〃
05	諸手当	○	
06	雑給与	○	
07	報償費	×	現在用途を明らかにしているものは 対象
08	旅費	○	
09	庁費	○	
10	原材料費	○	
11	立法事務費	×	立法府経費のため
12	議員調査研究費	—	該当なし
13	渡切費	—	該当なし
14	委託費	○	
15	施設費	○	
16	補助金の類	○	
17	交際費	○	
18	賠償償還及び払戻金	○	
19	保証金	×	訟務関係のため
20	補償金	○	
21	年金及恩給	○	
22	他会計へ繰入	×	繰入れ先の支出目で対象か否か判断
23	貸付金	○	
24	出資金	○	
25	供託金利子	×	訟務関係のため
00	公共事業関係費の目	○	
	その他（予備費）	×	使用時は支出目で対象か否か判断

注) 「○」は対象であることを、「×」は非対象であることを意味する。

また、「(項) ○○府省共通費」のうち「○○本省一般行政経費に必要な経費」及びその類似経費として計上しているものは対象から除く。

事務連絡
平成31年3月29日

各府省 行政事業レビュー担当官 殿

内閣官房行政改革推進本部事務局
(行政事業レビュー担当)

行政事業レビュー公開プロセス上の留意点について

平素から行政改革推進本部及び行政改革推進会議の運営に御協力いただき、感謝申し上げます。

公開プロセス等の実施については、実施要領第2部3(3)に基づき、公開プロセスの事前準備や当日の議事運営に関する留意点について、下記のとおりまとめましたので、これに従い準備等を進めていただきますようよろしくお願いいたします。

なお、追加すべき留意点があれば、随時御連絡いたします。

記

1 公開プロセス前の準備

(1) 外部有識者会合

- ① 行政事業レビュー推進チーム（以下「チーム」という。）は、実施要領3(1)①に基づき、外部有識者への公開プロセス候補事業の提示に当たっては、外部有識者点検対象事業の中から公開プロセス候補事業を選定した理由を具体的に説明するとともに、公開プロセス候補事業の問題点を的確にとらえた論点案を具体的に提示すること。
- ② 公開プロセス対象事業は、外部有識者の理解を得て絞り込みを行い、チームが選定することとしているが、その際、外部有識者の投票結果に基づき公開プロセス対象事業を選定する場合には、府省選定外部有識者と事務局選定外部有識者の人数差による不均衡が発生しないように留意すること。

(2) 事前勉強会

- ① チームは、個別事業の説明前に、公開プロセス対象事業の選定経緯及び選定理由を説明すること。
- ② 公開プロセス当日の限られた時間の中で、有意義な議論を行うため、事前勉強会において、対象事業に係る論点案を外部有識者に提示し、必要に応じ、外部有識者の問題意識やコメントを踏まえて修正すること。修正した論点案については、公開プロセス前日までに、外部有識者に送付するとともに、ホームページに公表すること。また、公開プロセスの場で配布すること。なお、当然のことながら、当日において、当該論点案以外の論点について議論することが妨げられるものではない。

- ③ 外部有識者に対し、想定する論点を念頭に置きながら事業の実態及び問題点等の情報を十分に提供すること。特に、公開プロセス対象事業が属する政策・施策全体の中で当該事業がどのような位置づけにあるのか、経済・財政一体改革における取組事項及びKPI並びに政策評価とどのような関係にあるのかなどが外部有識者にも分かるよう説明すること。
- ④ 公開プロセスにおける各選択肢の意義を外部有識者と共有するため、実施要領第2部3(4)⑤に定義されている「廃止」、「事業全体の抜本的な改善」等の選択肢について、その意義及び以下の点を十分に説明すること。
 - ・ 事業が「廃止」と判定されることで、当該事業の上位の政策・施策の目的の妥当性や意義・必要性まで否定されるものでは必ずしもないこと。
 - ・ このため、取りまとめコメントを的確に反映した上で、政策・施策の目的に照らし、真に有効かつ効率的な事業を別途新規に立ち上げることを妨げるものではないこと。

(3) 外部有識者への対応

- ① 公開プロセスの実施に当たっては、公正性の確保が重要であることから、各府省においては、関係法人・業者等利害関係者からの内々の働きかけを防止するため、事務局選定外部有識者を含む全ての外部有識者に対し、万一、事案が発生した場合には、チームに速やかに連絡するよう適宜注意喚起を行うこと。
- ② 外部有識者から資料提供の要請があった場合には、誠実かつ迅速に対応するとともに、他の外部有識者及び事務局にも当該資料を共有すること。また、事前勉強会後に、説明資料の記載に変更があった場合にも、速やかに共有すること。
- ③ 各府省が、事務局選定外部有識者にメールにより連絡を行う場合には、必ず事務局の担当者をメールのCCに入れること。

(4) その他

- ① インターネット視聴者等が、公開プロセスの議論を十分に理解できるよう、公開プロセス当日に外部有識者に配布する資料は、事前に各府省のホームページに公表すること。
- ② 各府省においては、行政事業レビューについて国民への浸透を図り、一層実効性あるものとするため、各府省の政務による記者会見などでの公開プロセスの実施に関する情報発信や、各府省ホームページのトップページへの掲載等、積極的な広報活動を行うこと。

2 公開プロセスの具体的な進め方（別紙参照）

(1) 質疑・議論の時間

質疑・議論の時間（開始から取りまとめまでの時間）は、基本的には1コマ（1事業。ただし、議論を分かりやすくするため関連する事業を加えることは妨げない。）1時間程度で設定すること（時間内に1つの結論を出すことができない場合は、これ

に加えて10～20分の延長時間を設定)。ただし、事業規模や見込まれる議論の内容を踏まえて各府省において適宜の時間の設定をして差し支えない。

なお、インターネット生中継を実施することに鑑み、事前に各コマのタイムテーブルを設定し、各府省のホームページにおいて公表すること。併せて、どの外部有識者がどのコマを担当するのか明示することが望ましい。

(2) 事業概要の説明

- ① 事業所管部局からの事業の説明は簡潔に行い、長くても5分程度とすること。
- ② 行政事業レビューシートに基づき論点に即して説明することを基本とし、政策評価書等の添付資料は補足資料として使用すること。
- ③ 説明者は、インターネット視聴者等の理解に資するよう、資料とページ数を示すなど、資料のどの部分について説明を行っているのか明確にしながら説明を行うこと。

(3) 質疑・議論

- ① 進行役である各府省のチームの統括責任者又は副統括責任者は、議論に入る前に、外部有識者に対し、議論すべき個別の論点(1(2)②で確定させた論点)を明確に提示すること。
- ② 進行役は、次の点に留意して質疑・議論の進行を行うこと。
 - ・ 個別の論点ごとの議論が深まるよう、議論は一問一答形式で進むよう心がけ、当該論点について深掘りができるような質問が続くよう進行を行うこと。
 - ・ 外部有識者の質問に説明者が十分答えていない場合には、再度回答を求め、議論がかみ合うようにすること。
 - ・ 事業所管部局の説明や外部有識者の質問に対する回答の時間が長い場合には、簡潔に説明するよう適時適切に注意を行い、外部有識者との議論がより多くできるよう努めること。
 - ・ 議事進行の流れに十分留意し、議事の公正な進行に努めること。公開プロセスは外部有識者の意見を取りまとめる場であり、質疑・議論の中で進行役自らが意見を述べることは差し控えること。また、誰が発言しようとしているか把握した上で、特定の外部有識者が多く発言をすることのないよう、外部有識者に対しバランスよく質問・議論を促すこと。

(4) コメントシートの記入

- ① コメントシートには、「廃止」、「事業全体の抜本的な改善」、「事業内容の一部改善」、「現状通り」の選択肢を準備するとともに、外部有識者がいずれの選択肢を選択する場合でも、事業の課題や問題点、当該選択の理由・根拠、改善の手法や事業見直しの方向性等の内容についてコメントを書くことができるよう欄を設けること。

- ② 進行役は、外部有識者がコメントを記載している間や取りまとめ役が取りまとめコメント案を整理している間にも議論が継続されるよう、外部有識者に質問や意見を求めること。

(5) 評価結果及び取りまとめコメントの公表

- ① 取りまとめ役は、評価結果案及び取りまとめコメント案の提示前に、それぞれの外部有識者が記載したコメントの中で代表的なものを紹介すること。
- ② 取りまとめコメント案については、いずれの選択肢を選択する場合にも、単に外部有識者の意見を羅列するのではなく、事業の課題や問題点、当該選択の理由・根拠等を具体的に記載した上で事業の改善の手法や見直しの方向性等を具体的に明記すること。

また、それぞれの外部有識者が記載したコメントをどのように整理して取りまとめたのかが分かるようにして提示すること。

- ③ 票数が分散するなどして、改めて時間をとって外部有識者間で議論し、一つの結論を出すことを目指す際は、別の会場を用意することなく、時間を延長（10～20分の延長を目途）して行うことを基本とする。

なお、時間を延長して議論をしてもなお一つの結論を出すことができないと取りまとめ役が判断する場合には、票数の分布の紹介や複数のコメントの併記などにより、議論の結論とすること。その際には、それぞれのコメントが何名の外部有識者の同意を得たものなのかを明らかにすること。

(6) 評価結果及び取りまとめコメントの結果の公表

- ① 公開プロセスの結果の公表に当たっては、評価結果及び取りまとめコメントのほか、コメントシートに記載された外部有識者のコメントをできる限り類型ごとに整理した上で公表すること。
- ② 評価結果、取りまとめコメント及び外部有識者のコメントについては、極力当日中にホームページ上で公表するなど速報性に十分配慮した工夫を行うこと。

(7) その他

- ① 公開プロセスで外部有識者から指摘された事項については、他の事業の改善にも活用するよう、府省内に公開プロセスの結果や指摘事項を周知徹底するとともに、指摘事項を踏まえた横断的な事業の見直しを進めること。
- ② 各府省における自己点検終了後、実際に自己点検を行った各府省の立場（チーム副統括責任者）から、行政事業レビューの取組について改善すべき点等を提案いただく予定としている。公開プロセスを含む自己点検の実施に当たっては、それを念頭に置いて行うこと。

3 選択肢についての補足

- ① 公開プロセスにおける選択肢のうち、「現状通り」は、実施要領上「特段見直す点

が認められない場合等」とされているとおり、仮に平成 31 年度終了予定の事業を本年度の公開プロセスで取り上げた結果として、特段見直す点（終了することをやめて継続にすべき等）が認められず予定通り終了になったものについては、公開プロセスの選択肢としては「現状通り」となる（「廃止」とはならない。）。

他方、「行政事業レビュー推進チームの所見」には、公開プロセスの選択肢に加えて「予定通り終了」があるところ、本選択肢は、「現状通り」のうち、本年度終了予定の事業を公開プロセスの場等で点検した結果として、特段見直す点が認められず予定通り終了になったものを特出しした選択肢であることから、上記の例によると公開プロセスでは「現状通り」、「行政事業レビュー推進チームの所見」では、「予定通り終了」となる。

- ② 公開プロセスにおける選択肢のうち、「廃止」は、実施要領上「事業の存続自体に問題があると考えられる場合」とされているところ、形式的にいったん廃止はするが、実質的に事業を継続するような場合には、「廃止」とするのではなく、実質面に着目して「事業全体の抜本的な改善」又は「事業内容の一部改善」とすること。「廃止」としたにもかかわらず、翌年度に事業内容等が酷似する事業が新規に構築されれば、国会等の場で「看板掛け替え」との指摘を受けるおそれがあるため、そのような指摘を受けることがないようお取り計らい願いたい（「行政事業レビュー推進チームの所見」、「所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況」についても留意すること。）。

4 行政事業レビューにおけるEBPMの推進

- ① 昨年は、文科省、厚労省、農水省、経産省及び国交省において「EBPMの試行的実践」を実施し、公開プロセスの対象事業のうち最低1事業についてロジックモデルの作成等を求めた。31年度もこの取組を継続するものとし、上に掲げた省については、公開プロセスで取り上げる事業のうち最低でも1事業についてはロジックモデルを作成し、外部有識者に提示すること。
- ② また、「できるだけ客観的な証拠に基づいて事業の効率性や効果を検証すること」や、「政策の目的と手段との論理的な一貫性を検証すること」は、全ての事業の検証に際して当然に持つべき観点であり、全ての府省は公開プロセスにおいても可能な限りそうした意識を持って各事業を検証すること。
- ③ チームは、各府省における政策立案総括審議官等のEBPM推進担当部局ともよく連携して公開プロセスを実施すること。
(ロジックモデルを作成することとした事業や、各府省のEBPM実例候補と重複する公開プロセス対象事業については、事務局において、その後に提出される関連資料等を含め事務局内のEBPM担当班と相互に共有することとする。)

以上

公開プロセスの進め方のイメージ

<基本的な議論の流れ>

事業所管部局による事業説明（最大5分程度）

- ・ 事業所管部局より、レビューシート及び補足資料に基づき、当該事業の要点を説明。

進行役による事業選定の視点及び論点提示（2分程度）

- ・ 進行役より、当該事業を取り上げた視点と、議論すべき論点を説明。

質疑・議論（コメントシートへの記入時間と併せて40分～45分程度）

- ・ 外部有識者から事業所管部局への質疑を実施。
- ・ 外部有識者がコメントシートへの記入をしている間や取りまとめ役が取りまとめコメント案を整理している間にも議論を行う。

外部有識者によるコメントシートへの記入

- ・ 質疑・議論の終了予定時間の10分程度前を目安に、進行役より、外部有識者に対して、コメントシートへの記載を促すアナウンスを実施。
- ・ 外部有識者は、コメントシートに記載された評価の選択肢からいずれかを選択するとともに、コメント欄に、事業の課題や問題点、当該選択の理由・根拠、改善の手法や事業見直しの方向性等について、簡潔に記載（議論しながらの記入。）。

取りまとめ役による評価結果案及び取りまとめコメント案の発表（3分程度）

- ・ 各外部有識者のコメントシートを行政事業レビュー推進チームが集計。
- ・ 取りまとめ役は、票数の分布及びコメントシートに記載された主なコメントを読み上げた上で、一つの評価結果案及び取りまとめコメント案を提示。取りまとめコメント案には、事業の課題や問題点、当該評価結果を選択した理由・根拠とともに、改善の手法や事業見直しの方向性を具体的に明記する。

評価結果案及び取りまとめコメント案の確認並びに最終結果の公表（5分～10分程度）

- ・ 取りまとめ役は、提示した評価結果案及び取りまとめコメント案でよいか、他の有識者に確認を取る。
- ・ 取りまとめ役は、他の外部有識者から出された意見を踏まえ、必要な修正を加えた最終的な評価結果及び取りまとめコメントを公表する。外部有識者から多くの意見が出されるなどして、予定した時間内に一つの結論を出すことができない場合には、下記のとおり、時間を延長して、外部有識者間で議論し、一つの結論を出すことを目指す。

評価結果案及び取りまとめコメント案に対する議論並びに最終結果の公表（最大20分）

- ・ 取りまとめ役が中心となって、意見の陳述や議論を行い、必要に応じ、評価結果案及び取りまとめコメント案について修正を加え、最終的な評価結果及び取りまとめコメントを公表する。
- ・ 改めて議論してもなお一つの結論を出すことができないと取りまとめ役が判断する場合には、票数の分布の紹介や複数のコメントの併記などにより、議論の結論とする。